

第4次 広島県環境基本計画

平成28(2016)年度～平成32(2020)年度

環境にやさしい広島づくりと次代への継承
～エコの力でひろしまを元気に～



平成28(2016)年3月

「環境への負荷の少ない 持続可能な社会の 仕組みの構築」を目指します



今日の私たちを取り巻く環境には、地球温暖化など、依然として多くの問題が存在しています。

県では、こうした問題に対応していくため、今後の環境施策の基本となる「第4次広島県環境基本計画」を策定しました。

この計画では、「エコの力でひろしまを元気に」していこうと、従来の環境施策に加え、新たに地域活性化などの地域課題の解決にもつながる環境施策を展開し、県民や事業者の皆様と協働・連携して広島環境づくりに取り組むこととしております。

環境負荷の少ない持続可能な社会の実現をともに目指していきましょう。

平成28(2016)年3月

広島県知事 湯崎 英彦

目 次

第1章 基本的事項	1
第1節 基本的な考え方	1
1 これまでの取組	1
2 環境をめぐる動き	2
(1) 環境政策の新たな展開	2
(2) 今日の環境を取り巻く課題	3
3 計画策定の方針	6
(1) 計画の位置づけ	6
(2) 新たな視点・ポイント	7
(3) 計画の期間	8
第2節 基本理念・施策体系	9
1 基本理念	9
2 基本理念を実現するための施策体系	10
第3節 目指す姿	11
 第2章 施策の展開	14
第1節 地域活性化など地域課題の解決に資する環境施策の新たな展開 ..	14
第2節 分野別施策	16
第1款 広島の特性を生かした「低炭素社会の構築」	16
第2款 広島の更なる3Rを進める「循環型社会の実現」	24
第3款 広島の良い「地域環境の保全」	30
第4款 広島豊かな「生物多様性の保全」	38
第5款 環境負荷の少ない社会を支える「人づくり・仕組みづくり」 ..	42
 第3章 計画の推進	47
第1節 各主体の役割	47
第2節 環境の状態を測る指標・環境施策の成果を示す指標	49
第3節 計画の進捗管理	50

第1章 基本的事項

第1節 基本的な考え方

1 これまでの取組

- 本県では、昭和30年～40年代の高度経済成長期において、大気汚染、水質汚濁等の公害問題や自然環境の破壊が進行しました。こうした問題に対し、公害関係法や、「広島県公害防止条例」(昭和44年制定,昭和46年全面改正),「広島県自然環境保全条例」(昭和47年制定)等による各種規制の強化,公害防止計画等による環境保全対策の推進並びに県民,事業者,市町村等の努力によって,激甚な公害の克服や優れた自然環境の保全に一定の成果を上げてきました。
- この間,経済成長に伴う都市化の進展や生活様式の変化,大量生産・大量消費・大量廃棄を基調とした社会経済システムの定着等による自動車交通公害,生活排水等による水質汚濁などの都市・生活型公害や廃棄物量の増大など,現在も対応が続いている環境問題が発生してきました。さらに,近年では地球温暖化や野生生物種の減少など,地球的規模の環境問題が深刻化しています。
- こうした問題に対処するため,本県では,環境の保全に関する基本理念,県民・事業者・行政の責務や施策の基本的事項を定めた「広島県環境基本条例」を平成7年3月に制定し,平成9年3月には同条例に基づく「広島県環境基本計画」を策定しました。
- また,地球温暖化問題の拡大や廃棄物処分場のひっ迫,ダイオキシン類等の有害化学物質問題などの課題に対応するため,平成15年3月に環境基本計画を改定するとともに,平成15年10月には「広島県公害防止条例」を「広島県生活環境の保全等に関する条例」に全面改正し,環境関係施策の総合的な推進を図ってきました。
- その後,経済的手法を用いた新たな施策として,平成15年度に「産業廃棄物埋立税」を,平成19年度には「森づくり県民税」を導入し,その税収をリサイクル関連施策や温暖化防止対策の一つである森林整備等に充てています。
- 平成22年度には「第3次環境基本計画」(計画期間:平成23～27年度)を策定し,県民・事業者・行政の全ての主体が協働して,環境基本計画の基本理念である「環境にやさしい広島づくりと次代への継承」の実現に向けた,様々な取組を進めてきました。

2 環境をめぐる動き

(1) 環境政策の新たな展開

- 平成23年3月11日に発生した東日本大震災を契機に、自然の持つ圧倒的な力に対する人間の力の限界が改めて認識されるとともに、今日のエネルギー大量消費社会のあり方、自然との関わり方や安全・安心の視点の必要性を改めて意識するなど、環境への取組にも関わる大きな価値観や意識の変化が生じています。また、人や地域とのつながり、ボランティア等の社会への貢献が、強く意識されるようになっていきます。
- 平成23年3月の第3次計画の策定後、本県においては、
 - ・ 電力固定価格買取制度(FIT)¹を活用し、本県の地域特性や強みを生かした再生可能エネルギーの普及促進(平成24年度～)
 - ・ 「小型家電リサイクル法」に基づく、市町における小型家電のリサイクル等の推進(平成24年度～)
 - ・ 微小粒子状物質(PM2.5)²に対する県内監視体制の確保と、注意喚起のための高濃度予報の運用(平成24年度～)
 - ・ 「未来につなげ命の環! 広島プラン-生物多様性広島戦略-」の策定、生物多様性広島戦略に基づく生物多様性の保全とその持続可能な利用の推進(平成24年度～)
 など、新たな施策が導入されています。
- この間、国からは、
 - ・ 平成24年4月策定の第4次環境基本計画において、目指すべき持続可能な社会の姿として、「『安全』が確保されることを前提とした『低炭素』・『循環』・『自然共生』が統合的に達成される社会」
 - ・ 平成26年6月の中央環境審議会による意見具申において、目指す姿の具体化に向け、人口減少、地域経済の疲弊、地域コミュニティの衰退といった課題の解決に資するため、環境・経済・社会の統合的向上につながる環境行政の展開の必要性などの方針が示されました。
- また、国際的には、平成27年12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において、全ての国が参加した2020(平成32)年以降の温暖化対策の法的枠組みである「パリ協定」が採択され、気候変動による最悪の影響を阻止するための国際的な合意がなされました。

1 電力固定価格買取制度(FIT)：平成24年7月に施行された「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づき、再生可能エネルギー(太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス)を用いて発電された電力を、国が定める固定価格で、一定期間、電気事業者が調達を義務付ける制度。

2 微小粒子状物質(PM2.5)：大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が2.5μm(1μm(マイクロメートル)は1mmの千分の1)以下のもの。PM2.5は非常に小さい(髪の毛の太さの30分の1程度)ため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が心配されている。

3 COP：Conference of the Parties の略。条約に関する締約国会議のこと。気候変動枠組条約締約国会議のほか、生物多様性条約、ラムサール条約などの締約国会議もCOPという。

(2) 今日の環境を取り巻く課題

- このように、第3次計画の策定以降も、環境問題の変遷に合わせ、様々な取組を行ってきましたが、環境を取り巻く今日的な課題としては、次のとおりです。

【今日の環境を取り巻く課題】

- ◆ 地球温暖化問題の深刻化(温暖化の危機)
- ◆ 資源の過大消費、廃棄物の不適正処理(資源循環の更なる推進)
- ◆ 海域 COD⁴、微小粒子状物質(PM2.5)、光化学オキシダント⁵などの環境問題(地域環境の更なる改善)
- ◆ 身近な自然・野生生物種の減少(生物多様性の危機)
- ◆ 環境活動のための人づくり・仕組みづくり
- ◆ 地域活性化など地域課題の解決に資する環境施策の展開

ア 地球温暖化問題の深刻化(温暖化の危機)

- 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の第5次評価報告書⁶(2014)では、次のような報告がされています。
- ・ 気候システムに対する人間の影響は明瞭であり、近年の人為起源の温室効果ガス⁷の排出量は史上最高となっている。
 - ・ 温室効果ガスの継続的な排出は、人々や生態系にとって深刻で広範囲にわたる不可逆的な影響を生じる可能性が高まる。
 - ・ 気候変動を抑制する場合には、温室効果ガスの排出を大幅かつ持続的に削減する必要があり、排出削減と適応を合わせて実施することによって、気候変動のリスクが抑制される。
- 広島市の年平均気温の推移は、ヒートアイランド現象⁸等の影響も考えられますが、過去100年で約2℃上昇しており、世界の年平均気温の上昇よりも高くなっています。
- 温暖化の進行は、降水量の変化や風水害、生態系や農林水産業への影響、健康被害など、大きな影響をもたらすと予想されており、平成27年7月に決定され、約束草案として国連に提出された国の温室効果ガス削減目標の達成に向けた温暖化防止対策が必要です。

4 COD(化学的酸素要求量)：Chemical Oxygen Demandの略。水中の有機物を酸化剤で酸化する時に消費される酸素の量で、湖沼・海域で環境基準値が定められている。この値が大きいほど、汚濁の程度も大きい。

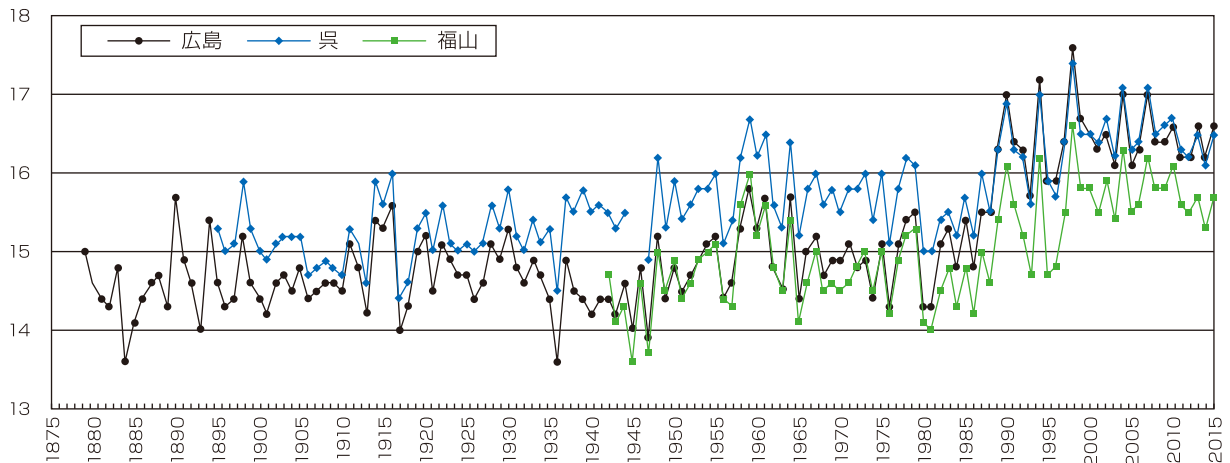
5 光化学オキシダント：工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物(NOx)や揮発性有機化合物(VOC)などが太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより生成されるオゾンなど酸化性物質の総称。

6 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の第5次評価報告書：平成26(2014)年に発表された気候変動に関するIPCCの最新の科学的知見をまとめた報告書。

7 温室効果ガス：大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。京都議定書による第二約束期間(2013～2020年)から追加された三フッ化窒素のほか、二酸化炭素、メタン、酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の7物質が温室効果ガスとして排出削減対象となっている。

8 ヒートアイランド現象：都市化の進展に伴い、コンクリートやアスファルト等の地表面被覆の増加や緑地の減少とともに、空調機器や自動車からの排熱が増加することにより、都市部の気温が郊外に比べて高くなる現象。

図表1-1-1 広島市,呉市及び福山市における年平均気温の推移



※ 広島は1935年と1988年に、呉は1957年に観測場所を移転しており、その前後のデータが均質ではありません。 出典:気象庁ホームページ

イ 資源の過大消費,廃棄物の不適正処理(資源循環の更なる推進)

- 廃棄物の発生抑制,再使用,再生利用及び適正処理の推進を通じて社会における物質循環を確保することにより,天然資源の消費を抑制して環境負荷が少ない循環型社会を実現することが必要です。
- また,「循環型社会の実現」に当たっては,環境負荷をより増大させる廃棄物の不適正処理の是正とともに,地球温暖化問題に対応した「低炭素社会」の構築に資する取組を併せて進めることが必要となっています。

ウ 海域COD,光化学オキシダントなどの環境問題(地域環境の更なる改善)

- 工場排水,ばい煙などによる環境問題は,積極的な公害対策や,発生源に対する規制措置により大きく改善されていますが,低水準で推移している瀬戸内海のCOD環境基準⁹達成率や大気中の光化学オキシダント,微小粒子状物質(PM2.5)環境基準達成率など未改善の課題が残されています。
- また,大陸からの大気汚染物質の越境問題,科学的に解明されていない化学物質による環境に影響を与えるリスク,土壌汚染等の問題などの課題への対応も必要となっています。

エ 身近な自然・野生生物種の減少(生物多様性の危機)

- 生物多様性¹⁰は,人間活動や開発等による種の絶滅や生態系の消失,生活様式や産業構造の変化などによる里地里山¹¹の環境の変化,外来生物¹²などの持ち込みによる生態系の攪乱,さらには,地球環境の変化などにより,大きな危機に瀕しています。
- こうした中で,ニホンジカやイノシシなどにより,自然生態系,生活環境への影響や農林水産業被害が深刻化しています。

⁹ 環境基準：環境基本法第16条の規定に基づき,「人の健康を保護し,及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定めるもの。

¹⁰ 生物多様性：自然生態系を構成する動物,植物,微生物など地球上の豊かな生物種の多様性とその遺伝子の多様性,そして地域ごとの様々な生態系の多様性をも意味する包括的な概念。

¹¹ 里地里山：環境省では「都市域と原生的自然との中間に位置し,様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり,集落をとりまく二次林と,それらと混在する農地,ため池,草原等で構成される地域概念」と定義。

¹² 外来生物：国外や国内の他地域から人為的(意図的又は非意図的)に導入されることにより,本来の分布域を越えて生息又は生育することとなる生物。

オ 環境活動のための人づくり・仕組みづくり

- 前述の四つの課題を解決するためには、環境活動につながる横断的な人づくり・仕組みづくりが必要です。
- 学校では各教科や総合的な学習の時間において、地域では社会教育やNPO等の民間団体により、企業では環境関連の法規制、ISO14001¹³等や社会的責任の観点から、それぞれ環境教育の取組が進んでいます。これらの取組により県民の環境意識を高め、具体的な行動に結び付けるため、多様な主体と連携・協働し、様々な機会を通じて環境活動を行う人づくりを推進する必要があります。
- また、消費者の意識の変化や、環境への対応等を背景とした市場ニーズの拡大等により、環境関連産業の市場は、今後も拡大するものと考えられることから、本県の環境の改善と経済の活性化に向け、環境関連産業を育成する必要があります。

カ 地域活性化など地域課題の解決に資する環境施策の展開

- 温室効果ガスや廃棄物の一層の削減等のためには、県民・事業者の自主的な取組を更に促進することが必要となっていますが、環境保全の取組はコストや負担感といったマイナスイメージで捉えられがちであり、取組が継続しない、広がらないといった課題があります。
- 地域経済の疲弊、コミュニティの衰退、里山¹⁴里海の荒廃など、地域課題への対応が大きな社会問題となる中、例えば、里山の荒廃が森林の持つ環境浄化機能の低下を招くなど、地域課題の中には環境問題と関連するものも存在しています。
- これらを踏まえ、マイナスイメージで捉えられがちである環境への取組に、地域課題の解決にも役立つという付加価値を持たせた施策を展開していくことにより、多くの県民がプラスイメージを持ち、持続的な取組につなげていくことを目指す必要があります。

¹³ ISO14001：「国際標準化機構」(International Organization for Standardization)が正式名称。1996(平成 8)年に発行され、組織活動、製品及びサービスの環境負荷の低減といった環境パフォーマンスの改善が継続的に運用されるシステム(環境マネジメントシステム)を構築するために要求される規格。

¹⁴ 里山：市街地等で従来から林産物の栽培、肥料、炭の生産等に利用されてきた森林。近年身近な自然として評価されているが、所有者による維持管理が困難な状況となっている場合も多い。

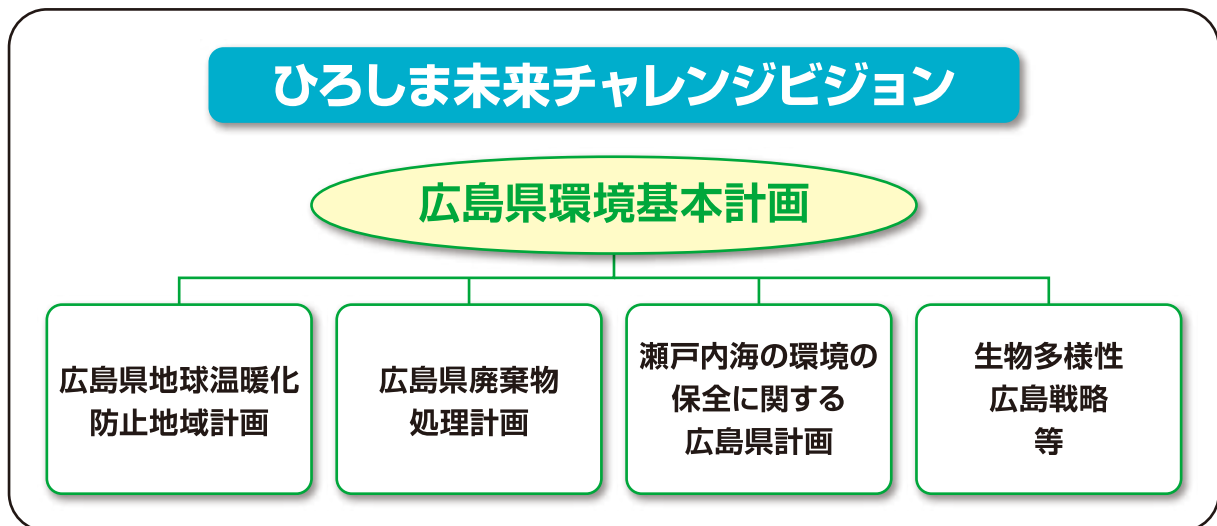
3 計画策定の方針

(1) 計画の位置づけ

- 環境問題の変化に適切に対応し、環境への負荷の少ない持続可能な地域社会づくりを進めるため、環境基本計画を策定します。
- この計画は、平成27年10月に改定した、県の「ひろしま未来チャレンジビジョン¹⁵」を環境の面から推進するため、「広島県環境基本条例」第9条の規定により環境保全に関する基本構想や環境保全に関する施策に係る基本的な事項を定め、次の役割を果たすものとします。

- ◆ 環境の保全に関する長期的な目標と施策の全体像を明らかにすることにより、環境の保全に対する共通認識を形成する役割
- ◆ 環境の保全に関する計画や指針に対する上位計画として基本的方向を与え、環境の保全に関する諸施策を総合化・体系化することで有機的連携を促し、環境行政の計画的な推進を可能にする役割
- ◆ 県民、事業者等のあらゆる主体の協力による取組を進めるための指針としての役割
- ◆ 環境に影響を及ぼす可能性のある各種計画の策定や施策の実施に対して、環境保全との調和・調整を図る上での指針としての役割

- また、「広島県地球温暖化防止地域計画」、「広島県廃棄物処理計画」など個別計画に本計画の内容を反映し、詳細は各計画で定めます。



¹⁵ ひろしま未来チャレンジビジョン：「将来にわたって、『広島に生まれ、育ち、住み、働いて良かった』と心から思える広島県の実現」を基本理念とした、新たな広島県づくりを推進するためのビジョン(平成27年10月改定)。

(2) 新たな視点・ポイント

- 計画の策定に当たり、次の「新たな視点」や「ポイント」を考慮しています。

【新たな視点】

- ◆ 環境に関する特性が異なる都市・沿岸・山間のエリアごとに目指す姿を構成する行動・ライフスタイルを提示

【ポイント】

- ◆ 環境への負荷の少ない持続可能な地域社会づくり
- ◆ 本県の地域特性や強みを生かした施策の展開
- ◆ 地域課題の解決に資する環境施策による「環境・経済・社会」の統合的向上

ア 計画策定の新たな視点

- 地球温暖化問題等の環境課題においては、あるべき将来像を先に示し、その実現のために必要な施策を展開する考え方(バックキャスト)が重要ですが、一方で、持続可能な社会に向けた地域のあるべき将来像は一樣ではなく、環境に関する特性に応じて異なるものと考えられます。
- また、あるべき将来像の実現に向けた広島県ならではの視点として、充実した都市機能と山も海もある豊かな自然が近接し、県内どこに住んでいてもその両方を行き来することが容易であり、それぞれの良さを補完し合える近接性があるという特性を考慮することも重要と考えられます。
- このため、本計画においては、県民にとってわかりやすく、環境に配慮した行動につながるよう、環境に関する特性が異なる都市・沿岸・山間のエリアごとに、目指す姿を構成する要素として、個人・団体の皆様に実践していただきたい行動・ライフスタイルを新たに提示しています。

イ 計画策定のポイント

- 地球温暖化問題に見られるように、地球全体又は地域における環境面からの負荷の許容量には限界があることから、環境へ与える負荷の視点から持続可能な社会・経済の姿を目指す必要があると考えられます。
- また、施策の実施に当たっては、瀬戸内海沿岸の豊富な日射量、中国山地の豊富な森林資源、基礎素材産業から自動車産業等に至る幅広い加工組立型産業の集積、県民・事業者が環境に配慮した実践行動を呼びかける「ひろしま環境の日¹⁶」の設定などの本県の地域特性や強みを生かしていくことが、効果的な施策につながっていくものと考えられます。

16 ひろしま環境の日：地球温暖化防止のため、県民一人ひとりのエコ意識の高揚を図り、実践行動を促すことを目的として、平成22年6月から毎月第一土曜日を「ひろしま環境の日」として定め、「エコドライブ・エコ通勤」、「エコな買い物」、「省エネ生活」などを呼びかけている。

- さらに,地域経済の疲弊や地域コミュニティの衰退といった地域課題の解決に資する環境施策を展開し,「環境・経済・社会」の統合的向上を目指すことにより,持続可能な地域社会の実現を目指します。

(3) 計画の期間

【計画の期間】

◆ 平成28(2016)年度から平成32(2020)年度まで(5年間)

- 本計画の期間は,平成28(2016)年度から平成32(2020)年度までの5年間とします。
- 計画の内容については,社会情勢の変化や新たな国の動向等を踏まえ,必要に応じて適宜見直しを行います。

第2節 基本理念・施策体系

1 基本理念

【基本理念】

「環境にやさしい広島づくりと次代への継承」 ～エコの力でひろしまを元気に～

- 旧計画(第1次～第3次計画)の基本理念【環境にやさしい広島づくりと次代への継承】は、「広島県環境基本条例」の趣旨・目的の下に、環境基本計画を貫くコンセプトとして定められています。
- 本計画でも、持続可能な地域社会を構築し、次代へ継承する旧計画の基本理念【環境にやさしい広島づくりと次代への継承】を引き続き基本理念とします。本計画で示す諸施策は、全てこの基本理念を具現化するためのものです。
- さらに、基本理念を補完し、県民・事業者の自主的な取組をより持続的なものとしていく観点から、地域課題の解決にも役立つという付加価値を持たせた環境施策を展開していくというメッセージを県民、事業者へ発信するため、「エコの力でひろしまを元気に」をサブテーマとして決めました。

広島県環境基本条例 前文

わたしたちの広島は、世界に誇れる瀬戸内海をはじめ、中国山地などを擁する美しく豊かな環境に恵まれ、遠い過去から現在へとつながる時の流れの中で、生活を営み、産業を興し、個性ある文化を創り出してきた。

しかし、今日の大量生産・大量消費・大量廃棄を基調とした経済社会活動は、環境の恵みである資源を消費し、不用物を環境に排出していく営みでもあり、環境に大きな影響を及ぼしている。

また、自然の復元力を超えるまでに大きくなりつつある人間の活動は、自然の生態系を破壊するだけでなく、地球の温暖化やオゾン層の破壊などの地球的な規模の環境問題を引き起こし、人類の生存基盤を脅かすまでに至っている。

健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受することは、健康で文化的な生活を営む上での現在及び将来の県民の権利であり、この環境を守り、育て、将来の世代に継承していくことは、わたしたちの責務である。

わたしたちは、環境が有限なものであることを深く認識し、県民・事業者・行政が相互に協力しあって、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な広島を目指さなければならない。

ここに、わたしたちは、広島の健全で恵み豊かな環境を保全していくとともに、よりよい環境を築き、これを将来の世代に引き継いでいくことを決意し、この条例を制定する。

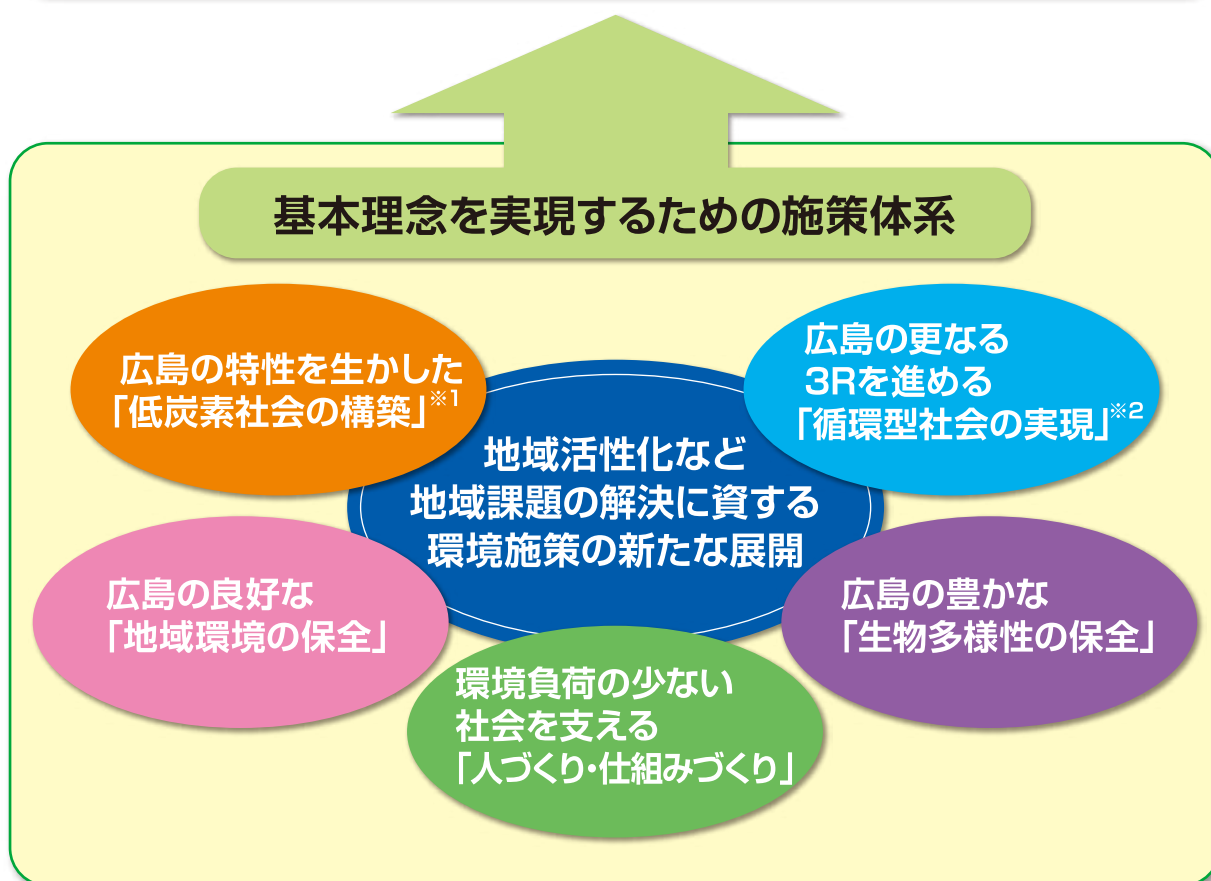
2 基本理念を実現するための施策体系

- 本計画では、第3次計画を基本的に継承し、【低炭素社会の構築】、【循環型社会の実現】、【地域環境の保全】、【生物多様性の保全】及びこれらと横断的に関係する【人づくり・仕組みづくり】をあわせた五つの施策体系を掲げるとともに、地域課題の解決にも役立つという付加価値を持たせた環境施策の新たな展開を掲げ、重点的な推進を図ります。

【基本理念】

「環境にやさしい広島づくりと次代への継承」

～エコの力でひろしまを元気に～



※1 平成28年度改定予定の「広島県地球温暖化防止地域計画」で詳細を定める。

※2 「第4次広島県廃棄物処理計画」で詳細を定める。

第3節 目指す姿

- 本計画においては、「ひろしま未来チャレンジビジョン」に示す基本理念「将来にわたって、『広島に生まれ、育ち、住み、働いて良かった』と心から思える広島県の実現」の下、環境分野での目指す姿『環境への負荷の少ない持続可能な社会の仕組みが構築されている』を具体的に示します。
- この目指す姿では、平成22(2010)年10月の「ひろしま未来チャレンジビジョン」策定時に展望した「おおむね10年後」に当たる、5年先の平成32(2020)年度をイメージし、県民にとってわかりやすく、環境に配慮した行動につながるよう、「都市エリア」、「沿岸エリア」、「山間エリア」及びエリア間で共通の基本となるものごとに、目指す姿を構成する要素として、個人・団体の皆様に実践していただきたい行動・ライフスタイルを提示します。
- これは、県民一人ひとりが、自分の住む又は訪れる場所において実践していただきたいことを、環境に関する特性が異なるエリアごとに具体的に示すことで、その行動を促し、基本理念の実現につなげていくことを目的としています。

環境基本計画の目指す姿

「環境への負荷の少ない持続可能な社会の仕組みの構築」

～環境に関する特性が異なる都市・沿岸・山間のエリアごとに、
その特性に応じて、環境に配慮した行動が広がっています～

《目指す姿を構成する行動・ライフスタイル》

基本となる行動・ライフスタイル

「都市エリア」

「沿岸エリア」

「山間エリア」

※「エリア」の考え方

本計画では、エリアの概念として、市街地であれば「都市エリア」、海岸に近い場所であれば「沿岸エリア」、山林に近い場所であれば「山間エリア」として表現しています。(市町単位など明確な境界で区分される概念ではありません。)

基本となる行動・ライフスタイル

- 地域経済や地域コミュニティの活性化など地域課題の解決にもつながる環境の取組が実践され、県民による持続的・継続的な環境保全活動が進んでいます。

【P.14 地域活性化など地域課題の解決に資する環境施策の新たな展開】



- エコカー¹⁷、省エネ家電、省エネ住宅など化石燃料やエネルギー消費の少ない商品や設備の普及が進んでいます。

【P.19 省エネルギー対策の推進、P.33 良好な大気環境の確保】



- 豊富な日射量を生かした太陽光発電や廃棄物などの未利用エネルギーの活用が普及しています。

【P.22 再生可能エネルギーの導入促進】



- 身近なところから緑化活動が進み、快適な生活空間が確保されるとともに、地球温暖化の緩和にも貢献しています。

【P.23 森林吸収源対策の推進、P.36 地域環境の維持・向上】



- 廃棄物の積極的な3R¹⁸(発生抑制,再使用,再生利用)が進み、天然資源の消費が少なくなっています。

【P.26 資源循環を基本とした社会づくり】

- ごみの分別収集が徹底されるとともに、効率的な廃棄物処理施設が整備され、廃棄物が安全・安心に処理されています。

【P.28 適正かつ効率的・安定的な廃棄物処理を支える社会づくり】



- 浄化槽や下水道などの整備が進み、河川などの水質が改善されています。

【P.34 健全な水環境の保全・管理】



- 化学物質のリスクコミュニケーション¹⁹が広がり、化学物質に関する正しい理解が進んでいます。

【P.35 化学物質による健康リスクの低減・土壌環境の保全】

- 県民一人ひとりが、生物多様性を含めた自然環境にふれあうことで、その重要性を認識し、保全に向けた取組が進んでいます。

【P.40 生態系の健全な維持管理、P.41 天然資源の持続可能な利用】

- 誰もが環境に配慮した行動を取り、また地域の一員として地域の環境保全活動に積極的に参加しています。

【P.43 環境学習・環境活動の推進】

- 県内のものづくり産業の持つ技術や地域資源を活用した環境関連製品が開発されるとともに、それら環境負荷の少ない製品が消費者に選ばれています。

【P.44 環境ビジネスの育成、P.45 環境配慮の仕組みづくり】

※ 括弧内は、「第2章 施策の展開」において主に関係する施策を示す。

17 エコカー：少ない燃料で走ることができるハイブリッド自動車、大気を汚さないクリーンな燃料で走る自動車、走行時に排気ガスをまったく出さない電気自動車など、環境にやさしい自動車のこと。

18 3R：リデュース(Reduce:発生抑制)、リユース(Reuse:再使用)、リサイクル(Recycle:再生利用)のこと。リフューズ(Refuse:過剰包装等の拒否)、リペアー(Repair:修理)を含めて5Rとすることもある。

19 リスクコミュニケーション：化学物質や環境汚染などにより人類や生態系が受ける影響(リスク)について、企業や地域住民、消費者、行政などが意見交換・対話を通じて相互理解を深め、適切な対策につなげていく手法。

「都市エリア」

- バス、電車などの公共交通機関や自転車が積極的に利用されています。
【P.19 省エネルギー対策の推進,P.33 良好な大気環境の確保】
- 建物の壁面緑化などの取組が進み、ヒートアイランド現象の緩和にも役立っています。【P.36 地域環境の維持・向上】
- 都市から大量に発生する廃棄物が資源・エネルギーとして有効活用されています。
【P.26 資源循環を基本とした社会づくり】
- 地域ぐるみでごみのポイ捨て防止などに取り組み、まちの美観や清潔感の向上に結びついています。
【P.28 適正かつ効率的・安定的な廃棄物処理を支える社会づくり】
- 他のエリアにおける生物多様性を含めた自然環境の保全とふれあいにつながる取組に参加しています。【P.40 生態系の健全な維持管理,P.41 自然資源の持続可能な利用】
- 他のエリアの住民との交流のもと、他のエリアで行われる環境保全活動に積極的に参加しています。
【P.43 環境学習・環境活動の推進】



「沿岸エリア」

- 海ごみが発生しないよう配慮が徹底されているとともに、海ごみの回収活動が行われています。【P.28 適正かつ効率的・安定的な廃棄物処理を支える社会づくり】
- 排水をきれいにする取組が進み、恵み豊かな瀬戸内海になっています。
【P.34 健全な水環境の保全・管理】
- 適切な沿岸等の管理により、瀬戸内海の良好な景観が維持されています。
【P.36 地域環境の維持・向上】
- 他のエリアの住民参加等による瀬戸内海の生物多様性を含めた自然環境の保全とふれあいにつながる取組が進められています。
【P.40 生態系の健全な維持管理,P.41 自然資源の持続可能な利用】
- 他のエリアの住民との交流のもと、瀬戸内海の豊かな自然環境を活用した環境学習や、地域コミュニティによる自主的な里海等の環境保全活動が活性化しています。
【P.43 環境学習・環境活動の推進】



「山間エリア」

- 中国山地の豊富な木質バイオマスを活用し、熱利用や発電が進んでいます。
【P.22 再生可能エネルギーの導入促進】
- 森林が適正に整備・管理されており、二酸化炭素の吸収源としての機能や水源涵養機能が維持されています。
【P.23 森林吸収源対策の推進,P.34 健全な水環境の保全・管理】
- 地域から発生する畜産廃棄物などが肥料等の資源として活用されています。
【P.26 資源循環を基本とした社会づくり】
- 土づくりや化学肥料・化学合成農薬の使用を減らすなど、環境負荷の低減に配慮した環境にやさしい農業の取組などが進んでいます。【P.36 地域環境の維持・向上】
- 適切な里地里山の管理により、自然と調和した農村景観が維持されています。
【P.36 地域環境の維持・向上】
- 他のエリアの住民参加等による中国山地の生物多様性を含めた自然環境の保全とふれあいにつながる取組が進められています。【P.40 生態系の健全な維持管理,P.41 自然資源の持続可能な利用】
- 他のエリアの住民との交流のもと、中国山地の豊かな自然環境を活用した環境学習や、地域コミュニティによる自主的な里地里山等の環境保全活動が活性化しています。
【P.43 環境学習・環境活動の推進】



※ 括弧内は、「第2章 施策の展開」において主に関係する施策を示す。

第2章 施策の展開

第1節 地域活性化など地域課題の解決に資する環境施策の新たな展開

1 【背景】

○ 環境施策の現状認識

- ・ 近年,日常生活や通常の事業活動に伴い生ずるCO₂やごみの削減が喫緊の課題となっています。このため,県民・事業者の環境保全に対する理解を深め,行動を促す施策を展開してきましたが,この取組は,コストや負担感といったマイナスイメージで捉えられがちであり,取組が継続しない,広がらないといった課題があります。
- ・ 平成26年度の県政世論調査によると,環境に関する自主的な取組状況は,「マイバッグ利用」や「冷暖房の適温設定」といった取り組みやすいものは,6割前後の県民が取り組んでいますが,近年は横ばいの状態となっており,更なる取組の推進には,これまでの環境保全に対する理解を深めるだけの方法では困難と考えられます。
- ・ 一方,「太陽光発電システム設置」や「エコカー等への買替え」といった経済的な効果が得られるような取組については,取り組む県民が増加する傾向にあるため,経済的な価値などと一体的に自主的な環境保全活動を推進する必要があります。

図表2-1-1 県民の環境に関する自主的な取組状況(%)

取組内容	H23	H26
マイバッグ利用	69.4	68.4
冷暖房の適温設定	59.7	59.0
太陽光発電システム設置	5.2	8.1
エコカーや省エネ家電への買替え	18.1	24.8

資料:県広報課

○ 環境問題と地域課題の関わり

- ・ 近年,里山里海の荒廃,地域コミュニティの衰退などといった地域課題が大きな社会問題になっています。
- ・ 一方で,里山の荒廃が森林の持つ環境浄化機能の低下を招くなど,地域課題には環境問題と関連するものが存在します。

○ 今後の環境施策の新たな展開

- ・ マイナスイメージで捉えられがちである環境の取組に,地域資源を活用し,地域課題の解決にも役立つという効果を付加した施策を展開することで,多くの県民がプラスイメージを持つ,持続的な取組とすることを目指します。

○ 国の動向・方針

- ・ 平成24年度に策定された国の環境基本計画では,目指すべき持続可能な社会の姿を「安全が確保されることを前提として,低炭素・循環・自然共生が統合的に達成された社会」と位置付け,その持続可能な社会を達成するための環境施策の展開の方向を提示しています。
- ・ 平成26年7月には,中央環境審議会の意見具申として,環境,経済,社会の諸課題に対する統合的向上を目指した「環境と経済の好循環」,「地域活性化」,「健康で心豊かな暮らし」などの基本戦略が掲げられています。

2 【施策展開の基本的な考え方】

- 「1【背景】」における状況を踏まえ、次の「基本的な考え方」に基づく施策の展開を図ります。

里山里海の荒廃、地域コミュニティの衰退、地域経済の疲弊などの地域課題の解決にも資する環境施策を展開

【基本的な視点】

- ・ 環境施策に経済的価値や心の豊かさなどの付加価値を持たせる。
- ・ 県民の自主的な活動を促進する。
- ・ 地域特性を生かした小さな成功事例をつくり出し、活動を継続させて、面的に広めていく。

3 【自主的な環境活動の展開イメージ】

- 県民の自主的な環境活動を促進するための新たな動機づけとして、経済的な価値や心の豊かさなどの付加価値を持たせた施策を展開します。
- 県民が、気軽に環境活動に取り組むことができるよう、エリアに応じた身近な題材を選定し、活動の主体を明確にした施策に取り組みながら、活動主体の広域的な交流や若者世代の参画、世代間の交流等を促進し、順次、活動の拡大を図ります。



4 【施策展開の方向性】

- 「低炭素社会の構築」等の分野別施策に「地域課題の解決に資する」という効果を付加することで、県民の自主的な環境活動を、より持続的で広がりを持ったものにしていきます。
- 次のとおり具体化を図りながら、順次、対象施策を拡大していきます。
 - ・ 都市エリアにおいては、人の集積や都市機能といった特性に着目し、関連する廃棄物やエネルギー、交通などを題材として、未利用廃棄物からのエネルギー回収や、食品廃棄物削減などの活動を促進します。
 - ・ 沿岸エリアにおいては、海や海岸といった特性に着目し、関連する海岸漂着ごみや沿岸の自然景観、海の希少生物などを題材として、海ごみ対策やエコツーリズムなどの活動を促進します。
 - ・ 山間エリアにおいては、森林や野生生物といった特性に着目し、関連する森林資源や野生鳥獣などを題材として、里山林のバイオマス利用や、野生鳥獣の管理などの活動を促進します。

第2節 分野別施策

第1款 広島の特性を生かした「低炭素社会の構築」

1 【現状と課題】

(1) 二酸化炭素の排出量

- 本県の平成24年度の二酸化炭素排出量は、5,546万トンとなっており、民生(家庭)部門を除いて、平成19年度から減少しています。
- 部門別に見ると、産業部門の排出量が3,995万トンで、県全体の72.0%と最も大きな割合を占め、国の割合(42.9%)と比較して、排出割合が高いのが特徴です。
- 運輸部門の排出量は612万トンで、県全体の11.0%と二番目に大きな割合を占めています。
- 民生(家庭)部門の排出量は481万トン、民生(業務)部門の排出量は412万トンとそれぞれ県全体の8.7%、7.4%となっています。
- また、民生(家庭)部門の排出量は、平成19年と比べて3.0%の増加になっており、「広島県地球温暖化防止地域計画」に定める削減目標である「平成32年度において平成19年度比 42%削減」の達成は困難な状況です。
- 二酸化炭素の排出は、我が国のエネルギー政策、産業政策、運輸政策などと密接に関連しており、国と県の施策の一体的な展開が不可欠であり、国の動向を踏まえた施策を検討していく必要があります。
- 国は、2020(平成32)年以降の地球温暖化に関する国際的な枠組みの合意に向けて、平成 27年7月に、「2030(平成42)年度において、2013(平成25)年度比で、温室効果ガスを26%削減する」との約束草案を決定しました。
- 今後、平成27年12月のCOP21において採択された国際的な合意である「パリ協定」を踏まえ、約束草案で示した2030(平成42)年度削減目標の達成に向けて、国は、平成28年の春までに国の地球温暖化対策計画を策定することとしており、本県においても、こうした動きに対応して、「広島県地球温暖化防止地域計画」の見直しを進める必要があります。

図表 2-2-1-1 二酸化炭素排出量と伸び率(平成24年度)

区 分	H19 基準年(万 t-CO ₂)		H24 実績(万 t-CO ₂)		H19～H24 伸び率(%)	
	国	県	国	県	国	県
産 業	60,460	4,195	54,740	3,995	▲9.5	▲4.8
運 輸	24,500	696	22,600	612	▲7.8	▲12.1
民生(家庭)	18,000	467	20,300	481	12.8	3.0
民生(業務)	24,300	465	27,200	412	11.9	▲11.4
廃 棄 物	2,840	50	2,650	45	▲6.7	▲10.0
合 計*	130,100	5,873	127,600	5,546	▲1.9	▲5.6

※端数処理等の関係上、合計が一致しない場合がある。

資料：県環境政策課

(2) 省エネルギー対策の推進

- 長期的には、更に大幅な二酸化炭素の排出削減を行う必要があり、社会経済のあらゆるシステムを構造的に二酸化炭素の排出が少ないものとする必要があります。
- そのためには、普及啓発中心の施策だけではなく、県民・事業者の意識と行動の変革につながる、実効性のある取組の推進や、県が先導的に率先して取り組む実践型の施策展開が必要となっています。

(3) 本県の地域特性を生かした再生可能エネルギーの利用促進

- 二酸化炭素排出量を削減していくためには、エネルギー供給面においても効果的な対策を実施する必要があります。
- 本県では、これまでに日射量が多いという地域特性を生かした太陽光発電の導入や、豊富な森林資源を活用した発電・熱利用も進められています。
- 太陽光発電については、平成24年7月の再生可能エネルギーの電力固定価格買取制度の導入に伴い、全量売電を中心とした導入が急速に進んでおり、今後も系統や賦課金への負担抑制に留意しながら、安定的・継続的な普及を図る必要があります。
- 木質バイオマスについては、電力固定価格買取制度を活用した発電施設の設置が進みつつあることから、林地残材など、未利用材を木質バイオマスへ有効活用するとともに、地域における熱利用を促進する必要があります。

(4) 森林による二酸化炭素吸収量の増加・確保

- 空気中の二酸化炭素の削減には、森林による二酸化炭素吸収量を増加させる方法が考えられます。
- 森林の中には、林業生産活動が停滞したことによる手入れ不足の人工林や、松くい虫被害跡地等の公益的機能の低下した森林が依然として広く存在しています。
- このため、国の支援策を活用した森林整備事業の計画的な実施や県民参加による森づくりを進めるとともに、森林整備によって生じた排出削減・吸収量を認証する「J-クレジット制度²⁰」を活用した取組などの更なる推進が必要となっています。

20 J-クレジット制度：省エネルギー機器の導入や森林経営などの取組による、CO₂などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度。

2 【施策の構成】

広島の特性を生かした「低炭素社会の構築」

1 省エネルギー対策の推進

(1) 二酸化炭素排出量の削減対策の推進

ア 産業・民生(業務)部門対策

イ 運輸部門対策

ウ 民生(家庭)部門対策

エ 廃棄物部門対策

2 再生可能エネルギーの導入促進

(1) 本県の地域特性を生かした再生可能エネルギーの利用促進

3 森林吸収源対策の推進

(1) 森林による二酸化炭素吸収量の増加・確保

4 その他地球温暖化対策の推進

(1) フロン類対策による温暖化の防止等

3 【主な施策】

「広島県地球温暖化防止地域計画」の改定

- 2020(平成32)年以降の国の新たな削減目標の国際的な合意を踏まえ、国の新たな地球温暖化対策計画に対応して、本県の地球温暖化防止地域計画を改定します。

1 省エネルギー対策の推進

(1) 二酸化炭素排出量の削減対策の推進

ア 産業・民生(業務)部門対策

- 「温室効果ガス削減計画」策定・公表制度
 - ・ 「生活環境保全条例」に基づき、エネルギーを一定規模以上使用する事業者に対して、「温室効果ガス削減計画」の策定・公表、実施状況報告書の公表及び県への提出を求めることで、事業者の自主的な取組を一層促進し、事業活動に伴う温室効果ガス等の排出抑制を図ります。
- 二酸化炭素の排出抑制につながる技術・設備の導入促進
 - ・ BEMS²¹、コジェネレーション²²、高断熱建物、高効率空調、高効率照明など省エネ技術・設備等の導入を促進します。
 - ・ メガソーラー発電地域還元事業などを通じて、県民に身近な施設などへの省エネルギー設備等の導入を支援します。
- カーボンオフセット²³・クレジット制度の活用
 - ・ 「J-クレジット制度」等を活用した二酸化炭素の削減対策を促進します。
- 県の事務事業における率先行動の更なる推進
 - ・ 県の事務事業における率先行動を更に推進し、電気使用機器等の省エネルギータイプへの更新など、県庁舎等の省エネルギー化を計画的に行います。
 - ・ 県が実施するイベント等でカーボンオフセットの導入を促進します。

【環境の状態を測る指標・環境施策の成果を示す指標^{※1}】

指標の区分	指標項目(内容)	単位	現状値(H26)	目標値	目標年度
環境・施策	二酸化炭素排出量(産業)	—	エネルギー消費原単位をH19年度から13%改善 ^{※2}		H32 ^{※2}
環境	二酸化炭素排出量(民生(業務))	万 t-CO ₂	412(H24)	272 ^{※2}	
施策	業務用太陽光発電導入量	kl(原油換算)	46,330	19,200 ^{※2}	

※1 「環境の状態を測る指標・環境施策の成果を示す指標」の考え方についてはP.49を参照

※2 平成28年度に改定予定の第2次広島県地球温暖化防止地域計画において変更する予定であり、当該計画改定後は変更後の指標に読み替える。

イ 運輸部門対策

- 「自動車使用合理化計画」策定・公表制度の運用
 - ・ 「生活環境保全条例」に基づく「自動車使用合理化計画」(自動車の使用の合理化、低公害車の導入、エコドライブ²⁴等)策定・公表制度を適切に運用することにより、事業者の自主的な取組を促進します。

21 BEMS: Building Energy Management System の略。ビルの機器・設備等の運転管理によってエネルギー消費量の削減を図るためのシステム。(人感センサーや自動調光などによる室内環境の自動管理や、機器設備・配管等の温度・流量・圧力などのデータを収集して、運転管理者に対して評価を表示するなど)

22 コジェネレーション(システム): 熱源より電力と熱を生産し供給するシステムの総称であり、国内では「コージェネ」又は「熱電併給」と呼ばれる。

23 カーボンオフセット: 日常生活や事業活動において排出されたCO₂について、削減困難な排出量を植林など別の事業による削減・吸収によって埋め合わせ(相殺)する考え方。

24 エコドライブ: 二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための環境に配慮した運転。具体的には、駐停車時に原動機を停止する(アイドリング・ストップ)、経済速度で走る、無駄な荷物を積まない、無駄な空ぶかしをやめる、急発進・急加速・急ブレーキをやめる、マニュアル車は早めにシフトアップする、渋滞などをまねく違法駐車をしていない、エアコンの使用を控えめにするなどが挙げられる。

- **低炭素型交通体系の推進**
 - ・ LED式信号灯器等の整備を推進します。
 - ・ 道路整備,交通管制システムの高度化を推進し,交通の円滑化を図ります。
 - ・ 駐車場情報の提供によるパーク&ライド²⁵やノーマイカーデー,都市中心部におけるループバス²⁶やレンタサイクルの取組を推進します。
- **物流の効率化等**
 - ・ 物流拠点の整備等により,物流の効率化・円滑化を図ります。
- **低公害車等の導入拡大**
 - ・ 走行中にCO₂を排出しない電気自動車など,低公害車の普及に向けた啓発を実施します。
 - ・ 県庁舎に整備した充電器を県民に開放するとともに,国の事業を活用しながら,計画的に電気自動車の充電器の配備を進めます。
- **エコドライブ等の普及**
 - ・ エコドライブやアイドリングストップ等,環境にやさしい運転の啓発や広報活動を推進します。
 - ・ 本県の事務事業における率先行動として,エコドライブを推進します。
- **県自らの低公害車の率先導入**
 - ・ 「広島県グリーン購入方針²⁷」に基づき,本県が率先して低公害車を導入し,地球温暖化防止や新エネルギー導入促進の普及啓発を図るとともに,イベントや環境学習等に活用します。

【環境の状態を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

指標の区分	指標項目(内容)	単位	現状値(H24)	目標値	目標年度
環境	二酸化炭素排出量(運輸)	万 t-CO ₂	612	530*	H32*
施策	低公害車導入台数	万台	55	176*	

※平成28年度に改定予定の第2次広島県地球温暖化防止地域計画において変更する予定であり,当該計画改定後は変更後の指標に読み替える。

ウ 民生(家庭)部門対策

- **低炭素型まちづくりの推進**
 - ・ 「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づき,低炭素建築物の普及を推進します。
- **スマートコミュニティ²⁸など新たな需給構造の構築促進**
 - ・ 地域でエネルギーを有効に活用するため,分散型エネルギーを用いつつ,IT等の技術を活用したエネルギー管理を行うスマートコミュニティの形成など,県内各地で,地域特性に応じた新たなエネルギーの需給構造の構築を促進します。
 - ・ 水や多様なエネルギー源から製造可能な次世代エネルギーとして,水素を日常の生活等で利活用する水素社会の実現に向けた取組を推進します。
- **二酸化炭素の排出抑制につながる技術・設備の導入促進**
 - ・ HEMS²⁹やスマートメーター³⁰,エネファーム³¹,高効率空調など省エネ技術・設備の導入を促進します。

25 パーク&ライド：都心の外周部や都市周辺部の鉄道駅等の駐車場を活用し,そこから都心部まで公共交通機関を利用すること。
26 ループバス：都市中心部の観光地や美術館などを乗り降り自由で便利に回ることができる循環バス。
27 広島県グリーン購入方針：環境への負荷の少ない物品等(環境物品等)の購入に向けた本県の方針。国や地方公共団体が率先して環境物品等の購入を進めることにより,環境物品等の需要が増え,企業は環境物品等の開発・生産を積極的に行い,より多様な環境物品等をより低価格で入手することが可能となるなど需要面からの取組を促進し,環境への負荷の少ない社会を構築していくため策定。
28 スマートコミュニティ：ITと蓄電池の技術を活用し,従来コントロールを行うことが困難であった需要サイドを含め,電力の需給管理を行う技術(スマートグリッド)を確立するとともに,電気だけでなく熱も含めてこれらの取組を面的に広げ,地域単位でエネルギー管理を行う分散型エネルギーシステム。
29 HEMS：Home Energy Management Systemの略。家庭で使うエネルギーを節約するための管理システム。家電や電気設備とつないで,電気やガスなどの使用量をモニター画面などで「見える化」したり,家電機器を「自動制御」したりすることが可能となる。
30 スマートメーター：一定時間ごとの電気使用量を計測する機能や通信機能を備えた新しい電気メーター。
31 エネファーム：家庭用燃料電池コジェネレーションシステム愛称。都市ガスなどを改質して水素を取り出し燃料電池で発電するとともに,発電時の熱を利用して水を加熱し給湯などに利用。

○ **省エネ活動等を通じたコミュニティの再生**

- ・ メガソーラー発電還元事業等を通じて、地域団体における緑のカーテンや環境家計簿などの省エネ活動を促進するとともに、活動を通じたコミュニティの再生を図ります。

○ **地域における温暖化防止の取組の促進**

- ・ 「広島県地球温暖化防止活動推進センター³²」、「地球温暖化対策地域協議会³³」、「地球温暖化防止活動推進員³⁴」、「ひろしま地球環境フォーラム³⁵」等と連携し、地域における取組を推進します。

○ **省エネの実践行動を促すための仕組みづくり・情報発信**

- ・ 冷房時の室温28℃でも快適に過ごすことのできるライフスタイル「クールビズ(COOL BIZ)」や暖房時の「ウォームビズ」を推進します。
- ・ 地球温暖化問題を考える契機として、夏至の日から七夕までの期間に、ライトアップ施設や家庭の照明を消すよう広く呼びかけるライトダウンキャンペーンを推進します。
- ・ 夏期の節電への取組として、家庭のエアコンなどを消して、公共施設や商業施設などの涼しい場所に出かけて過ごす「ひろしまクールシェア」を推進します。
- ・ 市町・事業者及び消費者団体等の協力を得て、レジ袋の無料配布中止に関する協定を締結し、マイバッグ運動を推進します。
- ・ 省エネ家電、エコカー、エコ住宅、エコリフォーム、長期優良住宅³⁶の普及、高効率給湯器、住宅用太陽光発電などの啓発を促進します。

【環境の状態を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

指標の区分	指標項目(内容)	単位	現状値(H26)	目標値	目標年度
環境	二酸化炭素排出量(民生(家庭))	万 t-CO ₂	481(H24)	273*	H32*
施策	住宅用太陽光発電導入量	kl(原油換算)	26,772	44,800*	
施策	長期優良住宅の認定数	件	1,766	2,250	

※平成28年度に改定予定の第2次広島県地球温暖化防止地域計画において変更する予定であり、当該計画改定後は変更後の指標に読み替える。

エ 廃棄物部門対策

○ **廃棄物処理における熱回収(サーマルリサイクル³⁷)等の推進**

- ・ 引き続き、福山リサイクル発電事業³⁸(RDF³⁹発電・灰溶融)を実施し、可燃ごみの広域処理と熱回収(サーマルリサイクル)を通じた環境、資源、エネルギー対策を推進します。

【環境の状態を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

指標の区分	指標項目(内容)	単位	現状値(H26)	目標値	目標年度
環境	二酸化炭素排出量(廃棄物)	万 t-CO ₂	45(H24)	45*	H32*
施策	廃棄物発電導入量	kl(原油換算)	24,429	61,300*	
施策	廃棄物熱利用導入量		—	110,300*	

※平成28年度に改定予定の第2次広島県地球温暖化防止地域計画において変更する予定であり、当該計画改定後は変更後の指標に読み替える。

32 広島県地球温暖化防止活動推進センター：「地球温暖化対策推進法」の規定に基づき、地域における普及啓発活動の拠点として知事が指定するもので、本県では平成12年4月1日に(一財)広島県環境保健協会を指定。

33 地球温暖化対策地域協議会：「地球温暖化対策推進法」の規定に基づき、地方公共団体、地球温暖化防止活動推進員、地球温暖化防止活動推進センター等が温室効果ガスの削減に向けた措置等について協議を行うために設置。

34 地球温暖化防止活動推進員：「地球温暖化対策推進法」の規定に基づき、地球温暖化対策の推進に熱意と見識を有する者の中から知事が委嘱した者。

35 ひろしま地球環境フォーラム：広島県の県民、団体、事業者、行政が相互に連携・協働しながら、環境にやさしい地域づくりを進める環境保全推進組織。

36 長期優良住宅：「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、劣化対策、耐震性、維持管理・更新の容易性、可変性、バリアフリー性、省エネルギー性、居住環境への配慮、住戸面積及び維持保全計画の各項目について認定基準を満たし、着工前に所管行政庁の認定を受けた住宅。

37 熱回収(サーマルリサイクル)：廃棄物等から熱エネルギーを回収すること。廃棄物等の焼却に伴い発生する熱を回収し、発電をはじめ、施設内の暖房・給湯、温水プール、地域暖房等に利用。

38 福山リサイクル発電事業：広域リサイクルシステムの中核として、福山市箕沖地区において、RDFを利用し、発電や灰溶融を行う事業。

39 RDF：Refuse Derived Fuelの略。ごみに含まれる厨芥・紙などを乾燥・粉砕して石灰などを混ぜ、クレヨン状に成形加工した固形燃料。

2 再生可能エネルギーの導入促進

(1) 本県の地域特性を生かした再生可能エネルギーの利用促進

○ 太陽光のエネルギー利用の促進

- ・ 日射量が豊富な本県の特性を生かし、エネルギーの地産地消、災害時の自立分散型電源確保等の観点から、家庭や工場・事業場、公共施設等への太陽光発電の普及拡大を図ります。
- ・ 国の基金を活用し、避難所等の防災拠点に対して、再生可能エネルギーや蓄電池等の設備の導入を支援します。
- ・ 地域還元型メガソーラー発電所の安定した運営を行います。

○ 木質バイオマスのエネルギー利用の促進

- ・ 本県の豊かな山林を生かし、林地残材等を効率的に集荷し、燃料用チップに加工した上で、木質バイオマス発電所に安定供給する体制を確保するため、燃料用木材の集荷体制の効率化を図るなど、生産・流通・加工の各段階で県産材の供給体制の強化を図り、木質バイオマスの有効活用を推進します。
- ・ 市町や住民団体などが一体となって、里山林の手入れによって搬出された木質バイオマスを地域の実情に応じて熱利用等を行う取組を推進します。

○ 小水力のエネルギー利用の促進

- ・ 地域に存在する未利用水力を活用した小水力発電については、経済性等を考慮した上で、普及を促進します。
- ・ 県営ダムにおいて、渇水時でも維持すべき流量(維持流量)を活用した小水力発電の設置を推進します。

○ その他エネルギーの有効利用

- ・ 廃棄物発電など、廃棄物をエネルギーとして利用する取組を推進します。
- ・ 下水道未利用エネルギーの有効活用として、汚泥消化ガス⁴⁰発電や汚泥の燃料利用を推進します。
- ・ 地中熱や風力など幅広い再生可能エネルギーの普及を促進します。

【環境の状態を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

指標の区分	指標項目(内容)	単位	現状値(H26)	目標値	目標年度
施策	太陽光発電導入量	kl(原油換算)	73,103	64,000 [*]	H32 [*]
施策	太陽熱利用システム導入量		43,933	50,700 [*]	
施策	バイオマス発電導入量		70,944	97,000 [*]	
施策	バイオマス熱利用導入量		—	385,500 [*]	
施策	廃棄物発電導入量		24,429	61,300 [*]	
施策	廃棄物熱利用導入量		—	110,300 [*]	

※平成28年度に改定予定の第2次広島県地球温暖化防止地域計画において変更する予定であり、当該計画改定後は変更後の指標に読み替える。

40 汚泥消化ガス：下水処理により発生する汚泥を嫌気性発酵(メタン発酵)させることにより発生するガス。下水処理場内での熱源や発電等への有効活用が広まってきている。

3 森林吸収源対策の推進

(1) 森林による二酸化炭素吸収量の増加・確保

- **森林整備の推進**
 - ・ 産業として自立するための支援を通じ、林業事業者等による森林整備を推進します。
 - ・ 多様な主体が参加する森林整備・保全活動を推進します。
- **保安林⁴¹等による保護・保全措置の推進**
 - ・ 計画的な保安林の指定や、機能が低下した保安林の保安林機能の維持・向上のため、治山事業等を実施します。
- **カーボンオフセット・クレジット制度の活用**
 - ・ 「J-クレジット制度」等を活用した県営林の整備を行います。

【環境の状態を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

指標の区分	指標項目(内容)	単位	現状値(H26)	目標値	目標年度
施策	森林吸収源の算定対象となるFM林 ⁴² 面積	千 ha	215	224*	H32*

※平成28年度に改定予定の第2次広島県地球温暖化防止地域計画において変更する予定であり、当該計画改定後は変更後の指標に読み替える。

4 その他地球温暖化対策の推進

(1) フロン類対策による温暖化の防止等

- **フロン類⁴³対策の徹底**
 - ・ 「フロン排出抑制法」等に基づき、フロン類の充填及び回収の適切な実施や、フロン類を使用した第一種特定製品の管理者に対し、定期点検等の徹底を指導します。
- **地球温暖化への適応策の検討**
 - ・ 地球温暖化の影響に関する情報収集に努めるとともに、必要に応じて適応策の検討を行います。

41 保安林：水源涵養、土砂崩壊等の災害の防備、生活環境の保全など、特定の公共目的のために、「森林法」に基づいて、農林水産大臣又は都道府県知事により指定された森林のこと。

42 FM林：「Forest Management」林の略。森林吸収量の算定対象となる「平成2年以降に適切な森林整備や保護・保全措置が行われている森林」のこと。

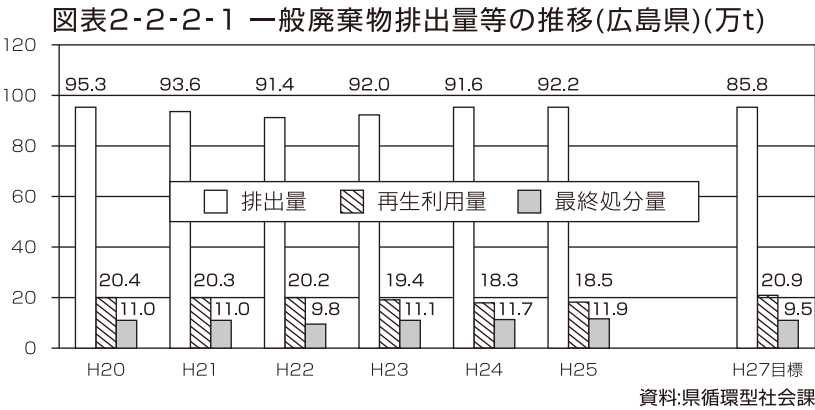
43 フロン類：炭化水素にフッ素が結合した化合物(フルオロカーボン)。CFC(クロロフルオロカーボン)とHCFC(ハイドロクロロフルオロカーボン)はオゾン層破壊物質。HFC(ハイドロフルオロカーボン)は塩素を持たないためオゾン層を破壊しない物質だが、温室効果ガスの一つである。なお、フロン排出抑制法では、オゾン層保護法に規定された CFC及びHCFC並びに地球温暖化対策推進法に規定されたHFCを対象として、規制を行っている。

第2款 広島の更なる3Rを進める「循環型社会の実現」

1 【現状と課題】

(1) 廃棄物の排出の状況

- 一般廃棄物は、市町が定める処理計画に沿って処理が行われています。県全体の一般廃棄物排出量は、平成22年頃までは減少傾向にありましたが、近年は横ばいの状況が続いています。
- また、排出量、再生利用量及び最終処分量は、「第3次広島県廃棄物処理計画」に定める目標の達成が困難な状況となっています。

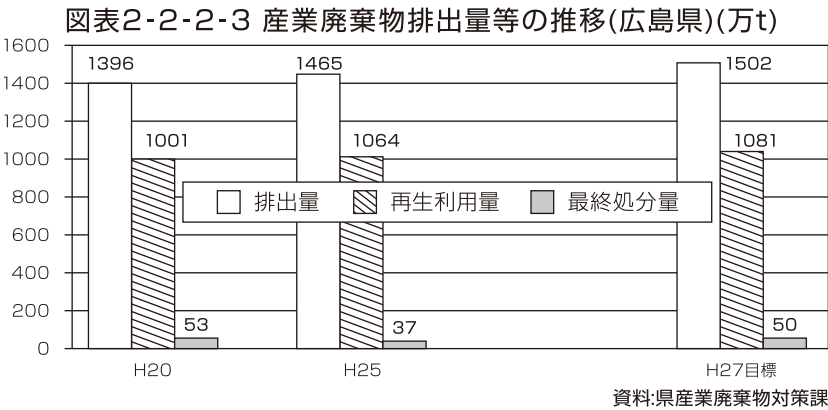


図表2-2-2-2 第3次廃棄物処理計画の減量化目標(一般廃棄物)(万t)

区 分	平成20年度 実績	排出量に 占める割合	平成25年度 実績	排出量に 占める割合	平成27年度 計画目標	排出量に 占める割合
排 出 量	95.3	—	92.2	—	85.8	—
再生利用量	20.4	21.4%	18.5	20.1%	20.9	24.4%
最終処分量	11.0	11.5%	11.9	12.9%	9.5	11.1%

資料:県循環型社会課

- 産業廃棄物は、事業者の責任で処理することになっています。県全体の産業廃棄物の排出量は、おおむね年間1,400万トン前後で推移しています。
- また、排出量、再生利用量及び最終処分量は、「第3次広島県廃棄物処理計画」に定める目標を達成する見込みとなっています。



図表2-2-2-4 第3次廃棄物処理計画の減量化目標(産業廃棄物)(万t)

区 分	平成20年度 実績	排出量に 占める割合	平成25年度 実績	排出量に 占める割合	平成27年度 計画目標	排出量に 占める割合
排 出 量	1,396	—	1,465	—	1,502	—
再生利用量	1,001	71.7%	1,064	72.6%	1,081	72.0%
最終処分量	53	3.8%	37	2.5%	50	3.3%

資料:県産業廃棄物対策課

(2) 資源の有効利用

- 資源の枯渇や廃棄物処分場の逼迫などから、一般廃棄物、産業廃棄物ともに、3R(発生抑制,再使用,リサイクル)の更なる推進が必要となっています。
- 3Rの推進に当たっては、各種リサイクル法に基づくリサイクルの着実な取組を推進するとともに、リサイクル技術の研究開発,リサイクル施設の整備,付加価値の高いリサイクル製品の生産などを支援していく必要があります。
- また、地球温暖化対策にもつながる循環型社会と低炭素社会の統合的な実現を目指す必要があります。

(3) 適正処理・不法投棄防止対策

- 一般廃棄物を適正に処理していくためには、高齢化社会の到来など社会環境の変化を適切に踏まえた対応を取っていく必要があります。
- 近年、国外への流出が疑われるなどの違法な不用品回収業が拡大しており、対策が必要となっています。
- また、大規模地震等の災害発生時に速やかな廃棄物処理ができるよう県・市町による連携した処理体制の構築が必要となっています。
- 産業廃棄物においては、依然として、排出事業者による廃棄物処理の委託確認が不十分なため、不適正処理が発生している事例が見られることから、排出事業者責任の徹底、監視指導を強化するとともに、処理業者に対しても監視・指導体制を強化する必要があります。
- 廃棄物の不法投棄についても、依然として多く発生しています。また、その内容は、悪質化・巧妙化・広域化しているため、監視・指導体制の拡充強化や原因者に対する厳格な処分・処罰の徹底が必要となっています。
- 地域別では、沿岸部における海ごみが問題となっており、地域環境と景観の保全の観点から、海ごみ対策を推進していく必要があります。

(4) 処理施設の確保

- 県内市町の一般廃棄物処理施設については、多くの施設で老朽化が進んでおり、長寿命化又は更新が必要な状況となっています。また、福山リサイクル発電事業の事業期間の満了が近付いていることから、期間満了後の広域処理体制と併せて検討していく必要があります。
- 産業廃棄物処理施設については、民間事業者による最終処分場の設置が困難な状況が継続し、適正処理に必要な埋立容量が逼迫することが想定される場合は、これを補完するため、公共関与による廃棄物の受入体制を検討する必要があります。

2 【施策の構成】

広島の更なる3Rを進める「循環型社会の実現」

1 資源循環を基本とした社会づくり

- (1) 一般廃棄物の3Rの推進
- (2) 産業廃棄物の3Rの推進
- (3) 資源循環の推進

2 適正かつ効率的・安定的な廃棄物処理を支える社会づくり

- (1) 一般廃棄物の適正かつ効率的な処理
- (2) 産業廃棄物の適正処理
- (3) 不法投棄防止対策

3 【主な施策】

1 資源循環を基本とした社会づくり

(1) 一般廃棄物の3Rの推進

- 排出抑制及び減量化
 - ・ 排出抑制・再使用等の取組を推進するとともに、メディア等を通じて啓発広報を行い、ごみの発生抑制等を推進します。
 - ・ ごみ処理の有料化によるごみの減量化や事業系一般廃棄物の排出抑制について、市町と連携して推進します。
 - ・ 市町の一般廃棄物処理におけるコスト分析等を行い、効率的な処理等の推進を図ります。
- 一般廃棄物のリサイクルの推進
 - ・ ごみの分別排出の徹底により、リサイクルの推進を図ります。
 - ・ 第7期広島県分別収集促進計画に基づき、容器包装リサイクルを推進します。
 - ・ 市町による使用済小型家電のリサイクル等の取組を推進します。

(2) 産業廃棄物の3Rの推進

- 排出抑制及び減量化
 - ・ 「廃棄物処理法」及び「生活環境保全条例」に基づき、減量化計画の策定が義務付けられている多量排出事業者などに対し、実効性のある計画の策定や計画の着実な実施を指導します。

○ **建設廃棄物のリサイクルの推進**

- ・ コンクリート、アスファルトコンクリート等のがれき類から製造した再生品を公共工事で積極的に使用することによりリサイクルを先導し、着実なりサイクルの推進を図ります。また、リサイクルを容易にするため、建築物の解体における分別解体又は現場条件に応じた分別の徹底を啓発します。

○ **廃プラスチック類等の燃料化等を通じた減量化、再生利用の推進**

- ・ 地球温暖化防止、資源の有効利用の観点から、廃プラスチック類の燃料化(RPF⁴⁴)の取組を推進します。また、木くずについては、原材料への使用又は熱利用による有効利用を図ります。

○ **産業廃棄物埋立税を活用した施策の推進**

- ・ 産業廃棄物埋立税を活用し、廃棄物の3Rや適正処理など、循環型社会の形成に資する施策を推進します。

(3) 資源循環の推進

○ **リサイクルの推進**

- ・ 各種リサイクル法(資源有効利用促進法、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、自動車リサイクル法、食品リサイクル法、建設リサイクル法、小型家電リサイクル法)の普及啓発により、リサイクルを推進します。
- ・ 品質の劣化を伴わず、同じ商品に再生できる水平リサイクル等の高度なりサイクルの推進を図ります。
- ・ 使用済小型家電に含まれるレアメタル⁴⁵等の資源の確実な回収体制の確保を図ります。
- ・ リサイクル技術の研究開発等に携わる人材など、リサイクル産業の創出につながる人材の育成を図ります。

○ **サーマルリサイクルの推進**

- ・ 未利用廃棄物を活用したサーマルリサイクルの導入を推進します。

○ **食品廃棄物削減等対策**

- ・ 「もったいない」という文化・意識を生かし、家庭や飲食店等から、食べられるにも関わらず廃棄される食品ごみの削減等の取組を促進します。

【環境の状態を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

指標の区分	指標項目(内容)	単位	現状値(H25)	目標値	目標年度
環境・施策	一般廃棄物排出量	万t	92.2	87.4以下	H32
環境・施策	1人当たり一般廃棄物排出量	g	879	858以下	
環境・施策	一般廃棄物再生利用率	%	20.0	19.0以上	
環境・施策	一般廃棄物最終処分量	万t	11.9	10.3以下	
環境・施策	産業廃棄物排出量	万t	1,465	1,480以下	
環境・施策	産業廃棄物再生利用率	%	72.6	73.1以上	
環境・施策	産業廃棄物最終処分量	%	2.5	2.4以下	

44 RPF：Recycled Paper and Plastic Fuelの略。廃プラスチックを主原料とし、更に製紙スラッジ等の副材料を用いた再生燃料のこと。

45 レアメタル：地球上の存在量が稀であるか、技術的・経済的な理由により抽出困難な金属のうち、現在、工業用需要があり、今後も需要があるもの。又は、今後の技術革新に伴い、新たな工業用需要が予想されるもの。

2 適正かつ効率的・安定的な廃棄物処理を支える社会づくり

(1) 一般廃棄物の適正かつ効率的な処理

- **適正処理の推進**
 - ・ 高齢社会への対応など、社会環境の変化に対応した処理体制の構築に向けた市町への支援を行います。
- **将来を見据えた関係市町との連携による廃棄物処理の推進**
 - ・ 一般廃棄物処理施設の計画的な整備について、経済性や発電効率も含めた、広域処理や分別・収集体制を検討します。
- **違法な不用品回収業への対策**
 - ・ 違法な不用品回収業者に対する取締りを強化するとともに、適正な回収が行われるよう普及啓発を行います。
- **災害廃棄物の処理対策の構築**
 - ・ 大規模な災害発生に伴う災害廃棄物対策として、県・市町・民間業者による連携体制の整備や災害廃棄物の仮置場の確保等、平時の備えを図ります。
- **海ごみ対策の推進**
 - ・ 海ごみ対策に係る海岸管理者・県・市町による横断的な協力体制の構築を図ります。
 - ・ 河川等に捨てられたごみが海に流れ、海岸漂着ごみとなることもあるため、海岸での清掃活動の推進に加え、地域における清掃活動の推進による発生源対策や、処理体制の構築を進めます。

(2) 産業廃棄物の適正処理

- **適正処理の推進**
 - ・ 廃棄物処理の基本である廃棄物を自らの責任において適正に処理する「排出事業者責任」が徹底されるよう、排出事業者責任の意識高揚を目的とした研修会等の実施、監視指導や法制度の運用等において総合的な施策を展開し、適正処理を推進します。
 - ・ 優良な産業廃棄物処理業者の育成を図るため、講習会を開催するとともに、優良認定業者が優先的に選定される環境づくりを推進します。
 - ・ 産業廃棄物管理票⁴⁶制度の適切な運用等により、排出事業者による委託した産業廃棄物の処理状況の確認を徹底するとともに、処理の流れを迅速かつ的確に把握できる電子マニフェストの普及を推進します。
 - ・ PCB廃棄物の適正処理を推進するため、PCB廃棄物の保管事業者に対して適正保管を指導するとともに、中間貯蔵・環境安全事業株式会社⁴⁷(北九州市)における期限内処理を完了させるため、周知啓発を強化します。

46 産業廃棄物管理票(マニフェスト)：産業廃棄物の排出事業者が処理業者に処理委託する際、不法投棄の防止や適正処理の確保を目的に交付する管理票。

47 中間貯蔵・環境安全事業株式会社：高濃度PCB廃棄物の処理を行っている政府全額出資の特殊会社。

○ 処理施設の確保

- ・ 処理施設の設置に当たっては、生活環境影響調査結果に基づく生活環境の保全への適切な配慮など、法令に基づく厳正な審査を行います。また、稼働中の施設については、維持管理基準等の遵守を指導するとともに、維持管理状況の公表による信頼性の確保を図ります。
- ・ 公共関与による最終処分場の適切な管理・運営を行います。また、公共関与のあり方を含め、将来にわたる安定的な廃棄物受入体制を検討します。
- ・ 最終処分場等の処理施設設置における地域住民との合意形成など円滑な地元調整を推進します。

(3) 廃棄物不法投棄防止対策

○ 不法投棄防止に向けた啓発、監視の強化

- ・ 陸域・海上・上空からのパトロールを実施して、不法投棄等の不適正処理の早期発見・早期対応を図り、原因者の究明や改善指導を徹底するとともに、違反業者に対しては、厳格に行政処分等を実施します。
- ・ 現職警察官、警察官OB、県職員で構成する不法投棄対策班を設置し、不適正処理事案への早期対応を図ります。
- ・ 関係機関に迅速な情報提供を行うことによる早期対応・早期解決を図るため、県庁に設置する「不法投棄110番ファックス」や、民間団体及び業界団体と締結した不法投棄通報協定等により、県民等から不法投棄などの不適正処理の情報を幅広く収集します。また、県ホームページからも情報提供を受けられるよう検討します。
- ・ 市町、警察、海上保安部等で構成する地区不法投棄防止連絡協議会を設置し、地域で連携した監視を行います。

○ 市町の不法投棄防止対策に対する支援

- ・ 引き続き、市町が実施する不法投棄防止対策やポイ捨てに係る啓発及び清掃に関する事業に対して支援を行います。

【環境の状態を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

指標の区分	指標項目(内容)	単位	現状値(H26)	目標値	目標年度
環境	産業廃棄物の不法投棄件数 (投棄量 10t以上)	件	3	毎年度5以下	H32
施策	産業廃棄物の最終処分場の 残余年数	年	10.6(H24)	10以上	

第3款 広島の良い「地域環境の保全」

1 【現状と課題】

(1) 大気環境

- 大気汚染は、主に工場・事業場から排出されるばい煙や自動車の排出ガスによって引き起こされます。高度経済成長期に著しく進行した大気汚染は、工場・事業場などに対する規制措置や自動車排出ガス規制等により全般的に改善されてきました。その結果、平成26年度では、二酸化硫黄、一酸化炭素、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については、全ての測定局で環境基準を達成しているものの、光化学オキシダントは全ての測定局で環境基準を達成していません。また、平成21年度に新たに環境基準が設定された微小粒子状物質(PM2.5)は、17測定局中、4測定局で環境基準を達成しました。
- また、近年、過放牧や耕地の拡大等の人為的な要因で、中国、モンゴルからの黄砂の飛来が大規模化しています。黄砂粒子の分析から土壌起源ではないと考えられるアンモニウムイオン、硫酸イオン、硝酸イオンなども検出され、飛来途中で人為起源の大気汚染物質を取り込んでいる可能性も示唆されています。本県でも、黄砂の影響により、浮遊粒子状物質やPM2.5の濃度が上昇する日が例年観測されています。特に、PM2.5は、近年、中国の深刻な大気汚染の影響により、県内でも濃度が上昇し、大きな関心が寄せられています。

図表 2-2-3-1 環境基準達成率(%)

項目/年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
二酸化硫黄及び一酸化炭素	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
二酸化窒素	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
浮遊粒子状物質	98	77	77	100	100	69	41	100	100	100
光化学オキシダント	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
【参考】 光化学オキシダント 環境基準値達成率(時間)	86.9	88.5	86.3	87.4	86.8	90.9	93.7	92.3	91.0	91.9
微小粒子状物質(PM2.5)	—	—	—	—	—	—	0	0	9	24

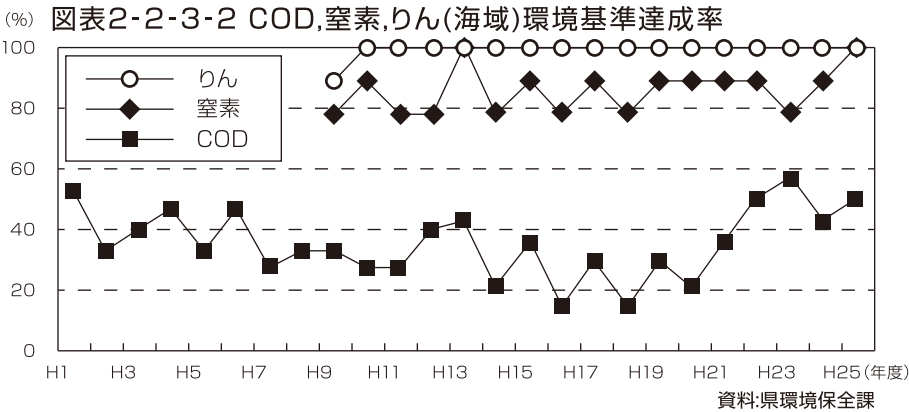
資料:県環境保全課

(2) 水環境

- 海域におけるCODの環境基準の類型が指定されている海域14水域では、県内で排出されるCOD汚濁負荷量が減少傾向にもかかわらず、内部生産や藻場・干潟の減少等による浄化機能の低下などの影響により、COD環境基準達成率は低い水準で推移しています。
- 海域における全窒素及び全りんの水環境基準の類型が指定されている海域9水域では、全窒素及び全りんともにほぼ環境基準を達成しています。
- 環境基準の類型が指定されている河川24水系82水域、湖沼8水域におけるBOD⁴⁸(河川)・COD(湖沼)の水環境基準の達成状況は、やや改善している状況にあります。

48 BOD(生物化学的酸素要求量) : Biochemical Oxygen Demandの略。微生物が水中の有機物を分解する時に消費する酸素の量で、河川で環境基準値が定められている。この値が大きいほど、汚濁の程度も大きい。

- 平成26年度末の汚水処理人口普及率は、85.9%で、年々増加していますが、全国平均と比べると依然低い状態にあるため、地域の実情に応じた生活排水処理対策を計画的に進める必要があります。
- 引き続き、「広島県汚水適正処理構想」、「広島県水質総量削減計画」等に基づく施策を実施する必要があります。



(3) 化学物質等

- 現代の社会経済活動において製造・使用されている様々な化学物質は、生活を豊かにし、生活の質の維持向上に欠かせない一方で、長期間曝露することにより、人の健康や生態系に影響を及ぼすおそれのあるものがあります。
- 人の健康や生態系に悪影響が生じないように、適正な化学物質等の管理による環境への負荷の低減や、継続した環境状況のモニタリングを行う必要があります。

(4) 土壌汚染対策

- 工場跡地等の土壌汚染については、県内においても、土壌汚染が判明する事例が発生しています。土壌は、いったん汚染されると、その影響が長期にわたり、地下水への影響も考えられることから、適切な未然防止対策を講じるとともに、必要な調査を実施し、汚染が判明した場合は適切な措置を講じる必要があります。
- このような状況に対応するため、平成21年4月には「土壌汚染対策法」の一部が改正され、土壌汚染の状況把握のための制度の拡充や、規制対象区域の分類等による必要な対策の明確化、汚染土壌の適正処理の確保のための規制などが講じられています。

(5) 環境汚染事案への対応

- 水質汚染事故等の環境汚染事案は、依然として多く発生しています。
- このため、関係者への普及啓発による事故の未然防止や、汚染事故時における適正な対応を取るための関係機関との連携体制の構築が必要となっています。

図表2-2-3-3 水質汚染事故発生件数(件)

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26
水質汚染事故件数	182	158	158	196	180	171

資料:県環境保全課

(6) 優れた景観等の保全

- 本県は中国山地の自然美,瀬戸内の多島美,水とみどり豊かな田園景観,歴史と伝統に彩られた活力ある都市景観などを有しており,こうした優れた景観を県民共有の財産として守り育て,次の世代に引き継いでいくことが求められています。

2 【施策の構成】

広島の良い「地域環境の保全」

1 良い大気環境の確保

- (1) 大気質の保全
- (2) 騒音・振動,悪臭の防止

2 健全な水環境の保全・管理

- (1) 水質の保全・管理
- (2) 水循環の確保

3 化学物質による健康リスクの低減・土壌環境の保全

- (1) 化学物質の潜在リスクの把握及び排出抑制の推進
- (2) 土壌汚染対策の円滑な推進

4 地域環境の維持・向上

- (1) 総合的な環境保全対策の推進
- (2) 環境汚染事案への対応
- (3) 身近な緑地環境等の保全
- (4) 優れた景観等の保全と創造

3 【主な施策】

1 良好な大気環境の確保

(1) 大気質の保全

○ 効果的・効率的な監視・情報提供体制の整備

- ・ 光化学オキシダント,微小粒子状物質(PM2.5)などの大気汚染物質の常時監視を引き続き実施し,緊急時の発令基準に達した際には,県民に迅速な情報提供を行います。
- ・ 測定機器の更新や測定局の新設・廃止など計画的に効果的・効率的な監視体制の整備を推進します。
- ・ PM2.5に係る注意喚起のために策定した方針に基づいて高濃度予報を的確に運用するとともに,PM2.5の成分分析を実施します。

○ 固定発生源対策の推進

- ・ 大気汚染常時監視システムも活用した「大気汚染防止法」等に基づくばい煙発生施設等の立入指導等により,大気汚染物質の排出抑制を推進します。

○ 「自動車使用合理化計画」策定・公表制度の運用(再掲)

- ・ 「生活環境保全条例」に基づく「自動車使用合理化計画」(自動車の使用の合理化,低公害車の導入,エコドライブ等)策定・公表制度を適切に運用することにより,事業者の自主的な取組を促進します。

○ 低炭素型交通体系の推進(再掲)

- ・ LED式信号灯器等の整備を推進します。
- ・ 道路整備,交通管制システムの高度化を推進し,交通の円滑化を図ります。
- ・ 駐車場情報の提供によるパーク&ライドやノーマイカーデー,都市中心部におけるループバスやレンタサイクルの取組を推進します。

○ 低公害車等の導入拡大(再掲)

- ・ 走行中にCO₂を排出しない電気自動車など,低公害車の普及に向けた啓発を実施します。
- ・ 県庁舎に整備した充電器を県民に開放するとともに,国の事業を活用しながら,計画的に電気自動車の充電器の配備を進めます。

○ エコドライブ等の普及(再掲)

- ・ エコドライブやアイドリングストップ等,環境にやさしい運転の啓発や広報活動を推進します。

○ 県自らの低公害車の率先導入(再掲)

- ・ 「広島県グリーン購入方針」に基づき,本県が率先して低公害車を導入し,地球温暖化防止や新エネルギー導入促進の普及啓発を図るとともに,イベントや環境学習等に活用します。

【環境の状態を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

指標の区分	指標項目(内容)	単位	現状値(H26)	目標値	目標年度
環境	環境基準達成率:二酸化窒素	%	100	100	H32
環境	環境基準達成率:浮遊粒子状物質		100	100	
環境	環境基準達成率:ベンゼン		100	100	
環境	環境基準達成率:ジクロロメタン		100	100	
施策	低公害車導入台数	万台	55	176*	H32*

※平成28年度に改定予定の第2次広島県地球温暖化防止地域計画において変更する予定であり、当該計画改定後は変更後の指標に読み替える。

(2) 騒音・振動,悪臭の防止

○ 騒音・振動の防止

- ・「騒音規制法」,「振動規制法」及び「生活環境保全条例」に基づき,道路交通,工場・事業場などの発生源ごとの騒音・振動防止対策を推進します。

○ 悪臭の防止

- ・「悪臭防止法」及び「生活環境保全条例」に基づき,臭気指数規制等による悪臭防止対策を推進します。

【環境の状態を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

指標の区分	指標項目(内容)	単位	現状値(H26)	目標値	目標年度
環境	環境基準達成率 :一般地域における騒音	%	90.0	達成率の 向上を図る	H32
環境	環境基準達成率 :道路に面する地域における騒音		80.8		
環境	環境基準達成率 :航空機騒音		100	100	
環境	環境基準達成率 :新幹線鉄道騒音		54.5	達成率の 向上を図る	

2 健全な水環境の保全・管理

(1) 水質の保全・管理

○ 生活排水処理対策(し尿等)の推進

- ・「広島県污水適正処理構想」に基づいて,地域の実情に応じた合理的・効率的な公共下水道,農業(漁業)集落排水施設及び合併処理浄化槽の計画的な整備を進め,污水处理人口普及率の向上を図ります。
- ・浄化槽の法定検査受検率の向上を図るとともに,適正な維持管理を推進します。
- ・「生活排水浄化対策推進要綱」等による生活排水対策を推進します。

○ 瀬戸内海の水質の保全・管理

- ・恵み豊かな瀬戸内海に向け,汚濁負荷量削減の観点から水質管理の観点への変更を検討します。
- ・「広島県水質総量削減計画」に基づき生活排水対策,養殖漁業・農業・畜産業における環境負荷対策を推進します。

- ・ 「広島県水質総量削減計画」に基づき工場・事業場に対して総量規制制度の適用や立入指導を行うとともに、新たな技術を用いた排水処理対策を検討し、COD排出負荷量が大きい排出事業者の取組を促進します。
- ・ 公共用水域及び大規模工場等の常時監視を実施します。
- ・ 主要湖沼における水質改善計画を策定し、これを推進します。

(2) 水循環の確保

- 水源林等の保全・整備の推進
 - ・ 森林の有する水源涵養機能を発揮させるため、重要な水源地域の森林の保全・整備を促進します。
 - ・ 水源林から海域に至る河川流域の水循環及び水資源管理を考慮した河川、ダム、下水道等の整備を図ります。
- 地下水汚染対策の推進
 - ・ 有害物質の適正な使用・保管の徹底などを通じ、有害物質による地下水汚染の防止を図ります。
 - ・ 地下水の汚染が判明した場合には、関係機関等と連携し適切な対策を実施します。

【環境の状態を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

指標の区分	指標項目(内容)	単位	現状値(H26)	目標値	目標年度
環境	環境基準達成率:河川 BOD	%	95.1	達成率の向上を図る	H32
環境	環境基準達成率:海域 COD		28.6		
環境	環境基準達成率:海域全窒素		88.9		
環境	環境基準達成率:海域全りん		100	100	
環境	環境基準達成率:地下水		84.8	達成率の向上を図る	
施策	COD汚濁負荷量(瀬戸内海水域):生活系COD	t/日	18(H25)	具体的な数値は「第8次水質総量削減計画」に定める(H28策定予定)	H31(予定)
施策	COD汚濁負荷量(瀬戸内海水域):産業系COD		21(H25)		
施策	COD汚濁負荷量(瀬戸内海水域):その他COD		6(H25)		
施策	汚水処理人口普及率	%	85.9	90.2	H32

3 化学物質による健康リスクの低減・土壌環境の保全

(1) 化学物質の潜在リスクの把握及び排出抑制の推進

- 化学物質の排出抑制の推進
 - ・ 事業者、住民及び行政による化学物質のリスクコミュニケーションを推進し、県民の「安全」・「安心」の向上を図ります。
 - ・ 引き続き、ダイオキシン類⁴⁹や環境ホルモン⁵⁰等の化学物質に関する環境調査を実施します。

49 ダイオキシン類：一般的には、有機塩素化合物のポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン及びポリ塩化ジベンゾフランをまとめた略称。「ダイオキシン類対策特別措置法」では、これらに加えて、同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニルをダイオキシン類と定義している。塩素原子の数と位置により多数の異性体があり、このうち2,3,7,8-テトラクロロジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性が最も強く、生殖機能への影響、発ガン性や奇形を引き起こすおそれがあることなどが指摘されている。主な発生源として、ごみの焼却等により非意図的に副生成物として生成。

50 環境ホルモン(内分泌かく乱物質)：生物の受容体に結合してホルモンのふりをしたり、ホルモンの働きなどを邪魔したりすることで、内分泌の一連の働きを乱す化学物質。

- 「化学物質排出把握管理促進法」(化管法)に基づく化学物質の自主管理の徹底
 - ・ 「化管法」の適切な運用等を通じ,事業者による自主管理の徹底を促進します。
- アスベスト⁵¹対策の推進
 - ・ 建築物等の解体工事における監視指導を強化し,アスベストの飛散防止を図ります。
 - ・ 一般環境及び発生源周辺における環境モニタリングを実施します。
 - ・ 健康,環境汚染,廃棄物処理,建築物に関するアスベスト相談窓口を設置するとともに,アスベスト関連情報を提供します。

【環境の状態を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

指標の区分	指標項目(内容)	単位	現状値(H26)	目標値	目標年度
環境	ダイオキシン類環境基準達成率:大気	%	100	100	H32
環境	ダイオキシン類環境基準達成率:公共用水域		100	100	
環境	ダイオキシン類環境基準達成率:土壌		100	100	
施策	事業者によるダイオキシン自主測定 の排出基準適合率	%	100	100	
環境	化管法に基づく指定化学物質の環境への 届出排出量:大気	t/年	5,999(H25)	排出量の 削減を図る	
環境	化管法に基づく指定化学物質の環境への 届出排出量:公共用水域		286(H25)		
環境	化管法に基づく指定化学物質の環境への 届出排出量:埋立処分		3,435(H25)		

(2) 土壌汚染対策の円滑な推進

- 土壌汚染の未然防止
 - ・ 土地所有者等による土壌汚染調査等の適切な運用を図るとともに,土壌汚染が確認された場合には,汚染除去等の適正な処理を促進します。
 - ・ 汚染土壌処理業者による適切な処理が行われるよう,必要な指導等を実施します。

4 地域環境の維持・向上

(1) 総合的な環境保全対策の推進

- 公害防止計画の推進
 - ・ 広島地域及び備後地域で策定している公害防止計画を推進します。
- 環境保全協定の締結及び監視
 - ・ 県内の主要企業と環境保全協定等を締結するとともに,市町と連携した監視を実施します。
- 公害紛争処理の推進
 - ・ 県及び市町による公害苦情相談体制を維持するとともに,広島県公害審査会にありません,調停及び仲裁の申請があった場合は,迅速な解決を図ります。
- 市町に対する支援
 - ・ 環境法令に関する権限移譲を行った市町に対しては,引き続き,研修等による技術的な支援を実施します。

51 アスベスト(石綿:天然に存在する繊維状の鉱物のこと。繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり,WHO(世界保健機関)ではアスベストを発ガン物質と断定。日本でも,「大気汚染防止法」(1968)により,1989年に「特定粉じん」に指定され,使用制限又は禁止されるようになった。

(2) 環境汚染事案への対応

- **環境汚染事故時における適切な対応**
 - ・ 環境汚染事故発生時に備え、市町、消防等の関係機関と連携し、環境汚染事故発生時における健康や生活環境等への被害を最小化するための緊急時体制の充実を図ります。
 - ・ また、現場での即応性を確保するため、関係機関と連携した訓練・研修等を実施します。
- **生活環境中の放射能の測定**
 - ・ 福島第一原子力発電所で発生した原子力災害による影響を把握するため、生活環境中の放射能濃度等の測定を実施します。

【環境の状態を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

指標の区分	指標項目(内容)	単位	現状値(H26)	目標値	目標年度
施策	水質事故発生件数	件	171	現状より減少させる	H32

(3) 身近な緑地環境等の保全

- **身近な緑地の保全**
 - ・ 「自然環境保全条例」に基づく緑地環境保全地域や風致地区、緑地保全地区の指定により、市街地又はその周辺地域の緑地の保全を推進します。
- **身近な緑地の整備**
 - ・ 住区基幹公園や都市基幹公園の整備、街路樹の植栽、道路植樹帯の整備、法面緑化等により、まちのみどりの創造を推進します。
- **身近な農地・農業用施設の保全**
 - ・ 農業に関する地域活動を支援することにより、持続的な農業生産活動を通じた農地及び農業用施設の公益的機能を維持します。

【環境の状態を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

指標の区分	指標項目(内容)	単位	現状値(H26)	目標値	目標年度
環境	緑地環境保全地域面積	ha	818	現状を維持	H32
施策	1人当たり都市公園等面積	m ² /人	11.3(H25)	設定なし	—

(4) 優れた景観等の保全と創造

- **市町主体の景観行政の促進**
 - ・ 市町が「景観法」に基づく景観行政団体となるよう必要な支援を行い、地域の実情に応じた景観行政を推進します。
- **自然景観の保全**
 - ・ 各種関連法規の適切な運用により、世界遺産に登録されている宮島、世界に誇る瀬戸内海の多島美、美しい森林や多くの農山村の集落景観を有する中国山地など県特有の豊かな自然景観の保全、創造、活用を図ります。
- **文化的景観の保全**
 - ・ 文化的景観につながる史跡や名勝、天然記念物等の貴重な文化財を次代へと継承するため、保存を推進するとともに、これら文化財の活用を図ります。

【環境の状態を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

指標の区分	指標項目(内容)	単位	現状値(H26)	目標値	目標年度
施策	景観計画策定市町数	市町	5	増加を図る	H32

第4款 広島県の豊かな「生物多様性の保全」

1 【現状と課題】

(1) 生物多様性の保全

- 本県は、中国山地を形成する1,000m級の山々の北部積雪地帯とそれに続く内陸の台地、気候温暖な瀬戸内沿岸部や島しょ部からなり、その複雑な地形と多様な気候によって、豊富な生物相を有しています。一方で、県内に生息・生育する野生生物15,314種のうち、絶滅のおそれのある野生生物として1000種(うち19種は既に絶滅)が選定され、そのうち緊急に保護対策を要する野生生物としてミヤジマトンボなど動物7種、ヤチシャジンなど植物4種が「野生生物の種の保護に関する条例」により、指定野生生物種等に指定されています。
- 野生生物の生息・生育基盤は、種の絶滅や生態系の消失、里地里山の環境の変化、外来生物による生態系の攪乱、地球環境の変化等により脅かされ、生物多様性は危機に瀕している状況にありますが、生物多様性の保全を推進していくに当たって必要な野生生物の生息・生育状況に関する情報は不足しています。このため、専門家や県民等の参加による情報収集体制を構築しました。
- また、生物多様性の保全を推進していくに当たっては、県民参加による地域での長期的かつ活発な保全の取組とともに、生物多様性の重要性の理解を進めていくことが必要となりますが、現時点においては県民の理解は不十分であることから、普及啓発等を促進していく必要があります。
- 一方、ニホンジカやイノシシ等の一部の野生鳥獣については、県民の生活や自然生態系への影響等が深刻化しており、人の生活と野生鳥獣との軋轢を解消するための取組を推進していく必要があります。

(2) 自然公園の効率的かつ適切な管理、自然とのふれあいの推進

- 我が国を代表する優れた自然の風景地である国立公園やそれに準ずる国定公園は、「自然公園法」に基づき、国により指定されています。また、都道府県を代表する優れた自然の風景地である県立自然公園は、「広島県立自然公園条例」に基づき知事が指定しています。これら自然公園は、生物多様性を保全する役割を果たしていることから、自然環境の保護を図るとともに、自然とのふれあいの場として適正な利用を推進しています。
- また、自然公園の整備・管理に当たっては、それぞれの公園ごとに定められている公園計画に基づいて、生物多様性の保全に資する施設配置などを進めるとともに、自然公園を利用する県民のニーズに応えるため、適切な機能強化などを行っていく必要があります。
- 一方、水辺は、魚や昆虫、野鳥、水生植物などを含む豊かな生物相が育まれており、身近に自然とふれあえる場所であるとともに、地域住民の散策、レクリエーションなどの憩いの場として重要な役割を果たしていることから、これらに配慮した整備・管理などが必要となっています。

図表2-2-4-1 自然公園の面積(平成27年4月1日現在)

区 分	箇所数	総面積(ha)	特別地域	うち特別保護地区	普通地域
国 立 公 園	1	10,681	7,569	203	3,112
国 定 公 園	2	20,731	20,731	692	—
県立自然公園	6	6,441	6,441	—	—
計	9	37,853	34,741	895	3,112

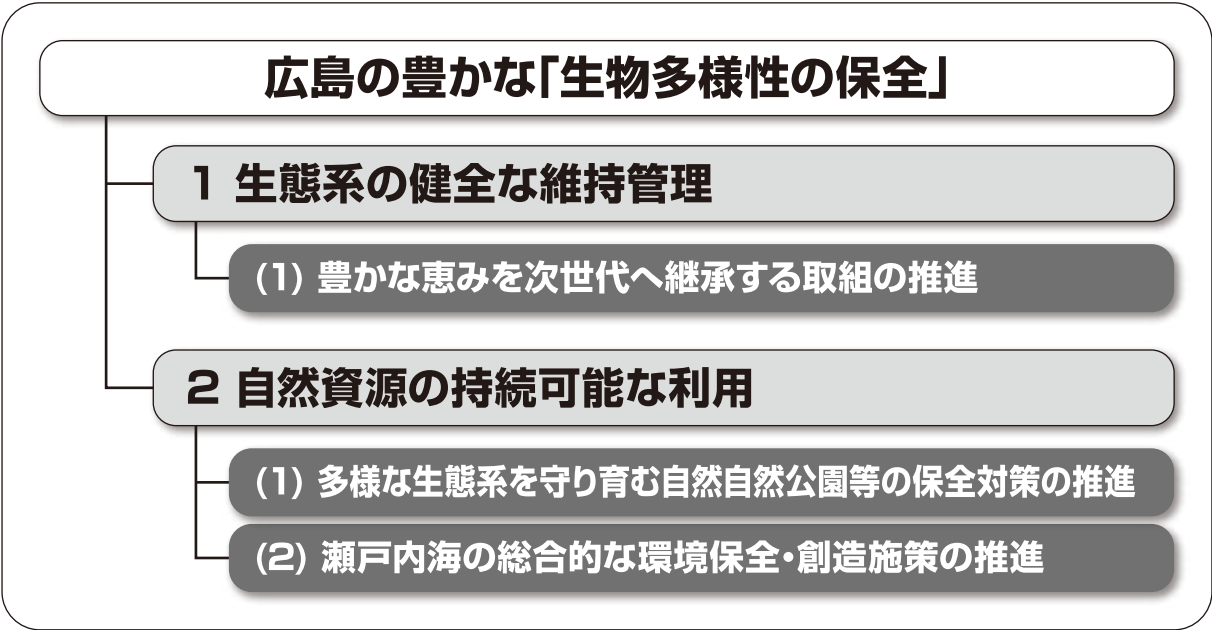
図表2-2-4-2 県自然環境保全地域等の地域数及び面積(平成27年4月1日現在)

区 分	地域(区)数	総面積(ha)
県自然環境保全地域	27	2,054(特別地区1,248,普通地区806)
緑地環境保全地域	22	818
自然海浜保全地区	19	17(陸域面積)
計	68	2,889

(3) 瀬戸内海の実環境保全

- 瀬戸内海地域は、豊かな自然と歴史・文化を共有しているため、人口、産業等の集積、閉鎖性水域といった特性に配慮し、環境保全と内海多島美の自然景観、歴史のある文化的景観の保全に向けて、関係府県等と連携して広域的な取組を推進する必要があります。
- また、近年は、藻場・干潟の再生や生物生産性と水質等の環境との関係などが課題となっており、美しく恵み豊かな里海としての瀬戸内海を実現していく必要があります。

2 【施策の構成】



3 【主な施策】

1 生態系の健全な維持管理

(1) 豊かな恵みを次世代へ継承する取組の推進

- **生物多様性の保全活動の推進**
 - ・ 生物多様性に対する県民の理解度を向上させるため、普及啓発を推進するとともに、普及啓発活動に取り組む人材の育成を行います。
 - ・ 多様な主体の参画による生物多様性の保護推進体制の整備を進めるとともに、必要な支援を行います。
- **野生生物の現状の把握及び対策の推進**
 - ・ 野生生物の生息・生育の状況把握を行い、レッドデータブック⁵²ひろしまの基礎資料とするなどの活用を図ります。
 - ・ 「野生生物の種の保護に関する条例」等の規制により、生態系の保護を図ります。
 - ・ 外来生物の生息域の拡大防止を図るため、県民による防除活動の取組などを推進します。
- **人と野生鳥獣の調和的共存の推進**
 - ・ 特定鳥獣等の継続的な生息状況調査により、適切な個体群の管理を行います。
 - ・ 鳥獣保護管理事業計画に基づき、適切な鳥獣の保護・管理を行います。
 - ・ 野生鳥獣の個体数管理の担い手を育成、確保するため、捕獲技術の向上を支援する取組などを行います。

【環境の状態を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

指標の区分	指標項目(内容)	単位	現状値(H26)	目標値	目標年度
環境	鳥獣保護区面積	ha	59,507	58,602以上 ^{※1}	H28 ^{※1}
環境	レッドデータブックひろしま掲載数	種	1,000	設定なし	—
施策	里山林整備面積	ha/年	235(H25)	同程度を整備	H32
施策	生物多様性に関する講習会等への参加人数	人/年	1,964(H25)	3,000 ^{※2}	H29 ^{※2}
環境	ツキノワグマ年間除去頭数	頭/年	77 ^{※3}	78以内 ^{※1※3}	H28 ^{※1}
環境	イノシシ年間捕獲頭数	頭/年	27,166	22,000以上 ^{※1}	
環境	ニホンジカ年間捕獲頭数	頭/年	9,481	8,000以上 ^{※1}	

※1 平成28年度に次期鳥獣保護管理事業計画、第一種特定鳥獣(ツキノワグマ)保護計画及び第二種特定鳥獣(イノシシ、ニホンジカ)管理計画を策定する予定であり、当該計画策定後は新たな目標値に読み替える。

※2 平成29年度に生物多様性広島戦略の見直しを行う予定であり、見直し後は新たな目標値に読み替える。

※3 広島県、島根県、山口県の合計

52 レッドデータブック(RDB)：野生生物について、生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し、絶滅のおそれのある種をリストにまとめたもの。

2 自然資源の持続可能な利用

(1) 多様な生態系を守り育む自然公園等の保全対策の推進

○ 自然公園等の保全対策の推進

- ・ 生物多様性を象徴する場の一つである自然公園等の良好な自然環境を保全するため、適切な整備・管理を推進します。
- ・ 自然公園等の利用者のニーズを踏まえた自然資源の持続可能な自然公園を維持します。

○ 水辺の保全・再生

- ・ 自然環境に配慮した河川の整備・管理を推進します。
- ・ 海岸や海浜、藻場、干潟などの海の自然の保全と再生を図ります。
- ・ 河川、海岸、港湾等の環境整備における親水施設等の整備を図ります。

(2) 瀬戸内海の総合的な環境保全・創造施策の推進

○ 瀬戸内海の環境保全の推進

- ・ 「瀬戸内海の環境の保全に関する広島県計画」に基づき、総合的な取組を推進します。
- ・ 瀬戸内海環境保全知事・市長会議等関係機関と連携し広域的な取組を推進します。

【環境の状態を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

指標の区分	指標項目(内容)	単位	現状値(H26)	目標値	目標年度
環境	県自然環境保全地域面積	ha	2,054	現状を維持	H32
環境	自然公園面積		37,853		
施策	自然公園利用者数	千人	8,611	増加を図る	
施策	野外レクリエーション施設利用者数	千人	683	同程度の利用者数を確保	
環境	自然海浜保全地区面積(陸域)	ha	17	現状を維持	
施策	森林ボランティア参加数	人	69,343	80,000	
施策	アマモ場、ガラモ場等の造成面積	ha	9.1 ^{※1}	17.0 ^{※2}	

※1 平成23年度～平成25年度の累計

※2 平成23年度～平成32年度の累計

第5款 環境負荷の少ない社会を支える「人づくり・仕組みづくり」

1 【現状と課題】

(1) 環境学習・環境活動の推進

- 環境負荷が少なく持続可能な社会を構築するためには、社会のあらゆる場において、適切かつ活発な環境学習が行われ、その成果が知識の習得にとどまらず、日々の実践行動につながり、ライフスタイルとして定着することが必要です。
- また、個人の行動を超えて、地域社会全体で環境活動を実践したり、環境分野の課題を解決するためには、住民、民間団体、事業所、学校、行政等の多様な主体が連携・協働して取り組む必要があります。
- これらの活動を促進するためには、環境学習や環境活動を担う人材を育成するとともに、拠点の整備や連携・交流による協働取組の仕組み等が必要です。

(2) 環境ビジネス

- 環境省の調査によれば、我が国の環境産業の市場規模は、平成12年の41兆円から平成24年には86兆円に達しています。
- 本県には、臨海部を中心に鉄鋼、化学などの基礎素材型産業や、自動車を中心とする幅広い加工組立型産業の集積があり、これらが有する技術を生かした環境ビジネスのポテンシャルは高いと考えられます。
- 特に市場の拡大が見込まれる省エネルギー、再生可能エネルギーなどの分野における研究開発の促進が必要であり、それらを支える人材の育成が重要になっています。
- また、リサイクル関連産業の育成は、事業者による廃棄物抑制の取組につながるため、リサイクル関連の研究開発やリサイクル製品の品質向上・販路拡大を推進する必要があります。

(3) アセスメント制度の適切な運用

- 環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業については、事業実施前に、その環境影響について予測及び評価を行い、結果を公表し、住民の意見を聴くなどして十分な環境保全対策を講じる必要があります。
- 「環境影響評価法」及び「広島県環境影響評価に関する条例」は、平成11年6月から全面施行されていますが、平成23年3月に発生した東日本大震災による電力需給の逼迫などから、特に発電所に係るアセスメント⁵³については、より適切かつ迅速な手続が求められています。

(4) 県民・事業者による環境配慮

- 環境負荷の低減に向け、環境負荷の少ない物品やサービスを普及させていくとともに、消費者がこれら物品等を選べる仕組みの構築や、本来、食べられるにも関わらず廃棄される食品を減らす取組をしていくことが求められています。

53 アセスメント：大規模な開発等の事業の実施が環境に及ぼす影響について、事前に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づいて事業の内容を見直したり、環境保全対策を立案したりする手続のこと。

2 【施策の構成】

環境負荷の少ない社会を支える「人づくり・仕組みづくり」

1 環境学習・環境活動の推進

- (1) 環境学習と啓発活動の推進
- (2) 自主的な環境活動を行う人づくり・仕組みづくり

2 環境ビジネスの育成

- (1) 環境・エネルギー関連産業の育成
- (2) リサイクル産業の集積・育成

3 環境配慮の仕組みづくり

- (1) アセスメント手続等を通じた環境に配慮した事業の推進
- (2) 県民・事業者による環境負荷の低減
- (3) 県自らの率先行動

3 【主な施策】

1 環境学習・環境活動の推進※

※ 本項は、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」第8条第1項に基づく「行動計画」に相当します。

(1) 環境学習と啓発活動の推進

○ 環境学習の推進

- ・ 環境学習の指導者となる多分野の人材を育成し、家庭・学校・地域・職場・学習拠点などの様々な場に応じた環境学習を支援します。
- ・ 「環境教育等促進法」に基づく体験の機会の場の認定施設をはじめとする環境学習施設を活用し、未来を担う子供を主要な対象とした自然体験・社会体験等の環境学習の充実を図ります。

○ 啓発活動の推進

- ・ 環境月間等に合わせた啓発イベントを開催するほか、関連行事に積極的に参画し、啓発活動を行います。

- ・ 3R推進月間,省エネキャンペーン,クールシェア等の啓発を行うほか,毎月第一土曜日の「ひろしま環境の日」の啓発・広報により,実践行動への参加を呼びかけます。
- ・ ホームページを活用して環境学習情報や学習拠点施設情報等を提供するとともに,テレビ等の媒体を活用した啓発・広報を行います。
- ・ 個人や団体が行う多年にわたる環境保全活動等の取組や,啓発ポスター等の優れた作品を顕彰し,環境保全の機運を醸成します。

(2) 自主的な環境活動を行う人づくり・仕組みづくり

○ リーダー人材の育成

- ・ 地域において自主的な環境活動を担うリーダー人材を育成するとともに,地域づくり等の関連分野の人材との交流を促進します。

○ 自主的な環境活動を行う仕組みづくり

- ・ 地域において多様な主体が参画する自主的な環境活動の取組を促進します。また,これを促進する市町を支援します。
- ・ 環境活動リーダーや団体間の広域的な交流に加え,若者世代の参画や世代間の交流を促進し,交流・連携・協働を通じて地域課題の発見や問題解決の一助とすることを目指します。
- ・ 広島県地球温暖化防止活動推進センター,ひろしま地球環境フォーラム,せとうち海援隊⁵⁴,道路や河川のアダプト活動等を支援し,活性化を図ります。

【環境の状態を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

指標の区分	指標項目(内容)	単位	現状値(H26)	目標値	目標年度
施策	県環境ホームページアクセス件数	千件	898	増加を図る	H32
施策	環境学習講師の派遣者数	人/年	10		
施策	環境活動リーダー養成者数(累計)	人	10	100	
環境	せとうち海援隊認定団体数	団体	32	新規認定年1団体以上	

2 環境ビジネスの育成

(1) 環境・エネルギー関連産業の育成

○ 地域資源・特性に応じた支援

- ・ 市場の成長が見込まれる「環境・エネルギー」分野での,研究開発,環境関連製品の開発・普及等を総合的に支援します。
- ・ ものづくり産業の高度化及び低炭素化に資する研究開発資源を結集し,研究開発から産業利用までを効果的・一体的に推進します。
- ・ 本県の産業特性を生かし,自動車関連産業やLED関連産業などへ支援します。
- ・ 県内企業等が有している環境関連技術等の海外展開を推進します。

54 セとうち海援隊：海浜における環境保全活動(海浜清掃・美化及び海岸・干潟生物調査)を実施する団体等を「せとうち海援隊」として認定し,その活動に対し,①傷害保険,賠償保険への加入,②活動に必要な資材の提供,③活動状況のPR等により支援する制度。

○ **産業分野の人材の育成**

- ・ 環境産業の研究開発を促進するため、LED関連技術の研究開発などに携わる人材の育成に取り組みます。

(2) リサイクル産業の集積・育成

○ **リサイクル産業の集積**

- ・ びんごエコタウン⁵⁵モデル地区における「びんごエコ団地」(福山市箕沖町)の分譲により、リサイクル産業の集積を図るとともに、区画を購入したリサイクル関連企業との連携を促進します。

○ **リサイクル産業の育成**

- ・ 事業者による地球温暖化対策も同時に進めることができる技術を含めた、発生抑制、減量化、リサイクル等の研究開発や施設整備を支援します。
- ・ リサイクル製品の普及促進を図るため、品質向上や販路拡大に向けた取組を支援します。

【環境の状態を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

指標の区分	指標項目(内容)	単位	現状値(H26)	目標値	目標年度
施策	技術開発補助金採択件数	件	80 ^{※1}	95 ^{※2}	H32
施策	びんごエコ団地分譲済み区画数	区画	4/6	6/6	

※1 平成23年度～平成26年度の累計

※2 平成28年度～平成32年度の累計

3 環境配慮の仕組みづくり

(1) アセスメント手続等を通じた環境に配慮した事業の推進

○ **法や条例に基づく適切なアセスメント手続の実施**

- ・ 「環境影響評価法」及び「環境影響評価に関する条例」に基づく適切な手続の実施により、大規模開発行為等の環境負荷の低減を図ります。

○ **公共事業における環境配慮の推進**

- ・ 公共事業の計画・設計・工事の各段階における環境配慮の状況等を点検し、環境配慮を積極的に推進します。

(2) 県民・事業者による環境負荷の低減

○ **環境にやさしい事業活動の普及促進**

- ・ ISO14001やエコアクション21⁵⁶等の環境マネジメントシステム⁵⁷の導入効果などを広く情報発信し、事業者による環境マネジメントシステムの導入を促進します。
- ・ ひろしま地球環境フォーラムによる、環境講演会やISOセミナー等を通じて、事業者や県民の環境保全活動への参画を促進します。
- ・ 環境物品等(環境負荷の低減に資する物品・サービス)の購入など、事業者が行う自主的な削減に向けた取組を促進します。

55 びんごエコタウン(構想)：平成12年3月に備後22市町村を対象地域として、モデル的に循環型社会システムを形成するためのマスタープランとして策定。同年12月に当時の通商産業省と厚生省から中国地域では初めてのエコタウンプランとして承認された。

56 エコアクション21：ISO規格をベースに環境省が策定した、システム構築や維持費用が安価な、中小企業にも取り組みやすい環境マネジメントシステム。

57 環境マネジメントシステム：企業等の事業組織が法令等の規制基準を遵守するだけでなく、自主的、積極的に環境保全のために取る行動を計画・実行・評価するためのシステム。

- **環境に配慮した物品等の購入**
 - ・ エコラベル⁵⁸等の積極的な活用を推進することにより,消費者が環境負荷の少ない物品やサービスを優先して購入できるような仕組みの構築を図ります。
 - ・ 県内産品の地産・地消を推進します。
 - ・ 住宅や公共建築物等への県産材の利用を推進します。
 - ・ 公共建築物等への木材利用を推進します。

(3) 県自らの率先行動

- **温室効果ガス削減行動**
 - ・ 「広島県地球温暖化対策実行計画」に基づき,省資源,省エネルギーなど環境に配慮した行動に率先して取り組みます。
- **環境配慮率先行動**
 - ・ 「広島県グリーン購入方針」に基づき,グリーン購入や公共工事における県登録リサイクル製品を含めた再生建設資材の利用等に率先して取り組みます。
- **県研究機関による調査・研究の推進**
 - ・ 複雑化・多様化する環境問題に適切に対応するため,県立大学や県立総合技術研究所等が連携し,分野を越えた環境に関する融合的な研究等を推進します。
 - ・ 産・学・官の幅広い連携により互いの技術力や研究成果を活用した調査・研究を推進します。
- **研究成果の利用促進**
 - ・ 調査・研究等の成果を広く公表し,その利用の促進を図ります。

【環境の状態を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

指標の区分	指標項目(内容)	単位	現状値(H26)	目標値	目標年度
施策	環境マネジメントシステム等 セミナー修了事業所数(累計)	団体	33	200	H32
施策	県のグリーン購入調達率	%	91.4	100	

58 エコラベル(環境ラベル): 製品の環境側面に関する情報を提供するもので,1)「エコマーク」など第三者が一定の基準に基づいて環境保全に資する製品を認定するもの,2)事業者が自らの製品の環境情報を自己主張するもの,3)ライフサイクルアセスメント(LCA)を基礎に製品の環境情報を定量的に表示するもの等がある。

第3章 計画の推進

第1節 各主体の役割

本計画を着実に推進し、目指す姿を実現していくためには、県が施策を実施するだけでなく、社会を構成する全ての主体が、それぞれの立場に応じて自主的、積極的に取組を進める必要があります。

また、全ての主体はお互いに協力し合い、持続可能な地域づくりに向けた行動を取ることが必要です。

本計画を着実に推進するために各主体及び県の果たすべき役割は、次のとおりです。

1 県民

我々の日常生活は、直接的、間接的に環境へ負荷を与えており、地球温暖化問題をはじめとする様々な環境問題の一因になっています。

これは、制度的、技術的な面から環境の保全を図るだけではなく、県民一人ひとりが日常生活を見直し、環境負荷を減らすことが、地域の環境や地球環境の保全に貢献する第一歩となることを示しています。この事を県民一人ひとりが認識し、日常生活において、できるだけ自主的・積極的に環境に配慮した行動を心がける必要があります。

このため、県民は、事業者、県及び市町等との協力・連携を図り、環境の保全に向けた取組を推進することが期待されます。

- エネルギー、資源の無駄遣いをなくし、省エネルギー・省資源型のライフスタイルの確立に努めること。
- 太陽光発電、太陽熱利用施設など地域の特性に応じた再生可能エネルギーの導入や、エコカー、省エネ家電等を積極的に導入した環境への負荷の少ない暮らしづくりに努めること。
- 環境への負荷の少ない商品やサービスを選択する消費者(グリーンコンシューマー⁵⁹)であるよう心がけること。
- 3Rを意識し、ごみ分別の徹底やリサイクル製品の利用に努めること。
- 瀬戸内海や中国山地を始めとする本県の豊かな自然や景観を大切にし、積極的にふれあい、その保全に努めること。
- 環境問題に関心を持ち、地域の一員として環境教育・学習及び環境活動への積極的な参画に努めること。

59 グリーンコンシューマー：環境に配慮した行動をする消費者。

2 事業者

事業者は、従前からの公害問題の解決へ真摯な取組を続けることにより、公害防止の観点から環境保全において成果を上げてきましたが、深刻化する地球温暖化問題、生物多様性問題などの更なる課題に対応した事業活動を行うことが求められています。

このため、事業者には自主的・積極的に環境に配慮した事業活動を実施し、事業活動、製品及びサービスに環境配慮を織り込み、環境負荷を低減していく必要があります。

また、事業者としての社会的責任を認識し、県民、県及び市町等との連携を深め、地域の一員として環境保全に向けた取組を推進することが期待されます。

- 事業活動に伴うエネルギー消費や汚染物質の排出を低減するため、原料採取から、製造、流通、販売、消費、廃棄等までのトータルでの環境への負荷の少ない製品づくり、サービスの提供に努めること。
- 引き続き、事業活動に伴って生じる公害や環境保全上の支障を発生させないよう、必要な措置を講じること。
- 水環境や森林・都市内緑地などの緑の保全や野生生物の生息地・生育地の保護・保全等に配慮すること。
- 建築物や土木構造物の新築・改築にあたっては、周囲の自然環境や歴史的・文化的に特徴のある街並みとの調和を保ち、優れた景観の形成に努めること。
- 環境報告書を作成・公表し、環境保全の取組を情報提供するなど、地域に開かれた事業活動に努めること。
- 地域住民等との協力を進め、地域の一員としてリサイクル活動や緑化活動など地域における環境保全活動に積極的に参画・貢献すること。

3 行政

(1) 県の役割

県は、本計画に掲げる基本理念、目指す姿を実現するために、広域的な取組を推進し、市町、県民及び事業者等の各主体間の連携促進や取組を支援し、その活動の仕組みづくりに努める役割を果たしていくことが必要です。

そのためには、本計画を着実に推進するとともに、各種の課題や分野に応じた個別の計画等を策定することにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的・計画的に推進します。

なお、施策の実施に当たっては、市町、県民、事業者、国及び関係府県等と連携し、本計画に定める各種の環境の保全及び創造に関する施策の方向に基づいた施策を効果的に実施するよう努めます。

また、県は事業者・消費者という立場からも、環境への負荷の少ない行動を率先して実行します。

(2) 市町の役割

本計画を推進するためには、地域における取組が非常に重要であり、地域住民と距離が最も近い市町には大きな役割が期待されます。

このため、市町には、県、住民及び事業者等との協力・連携のもと、地域の特性に応じた環境の保全及び創造に関する方針を提示し、各主体の行動の促進等につながる施策を推進することが期待されます。

また、県と同様に事業者・消費者という立場からも、環境への負荷の少ない行動を率先して実行することが期待されます。

第2節 環境の状態を測る指標・環境施策の成果を示す指標

現況値の把握を行い、環境の状況を客観的に把握するため、「環境の状態を測る指標(環境指標)」を設定します。

あわせて、施策の成果を客観的に把握するため、「環境施策の成果を示す指標(施策指標)」を設定します。

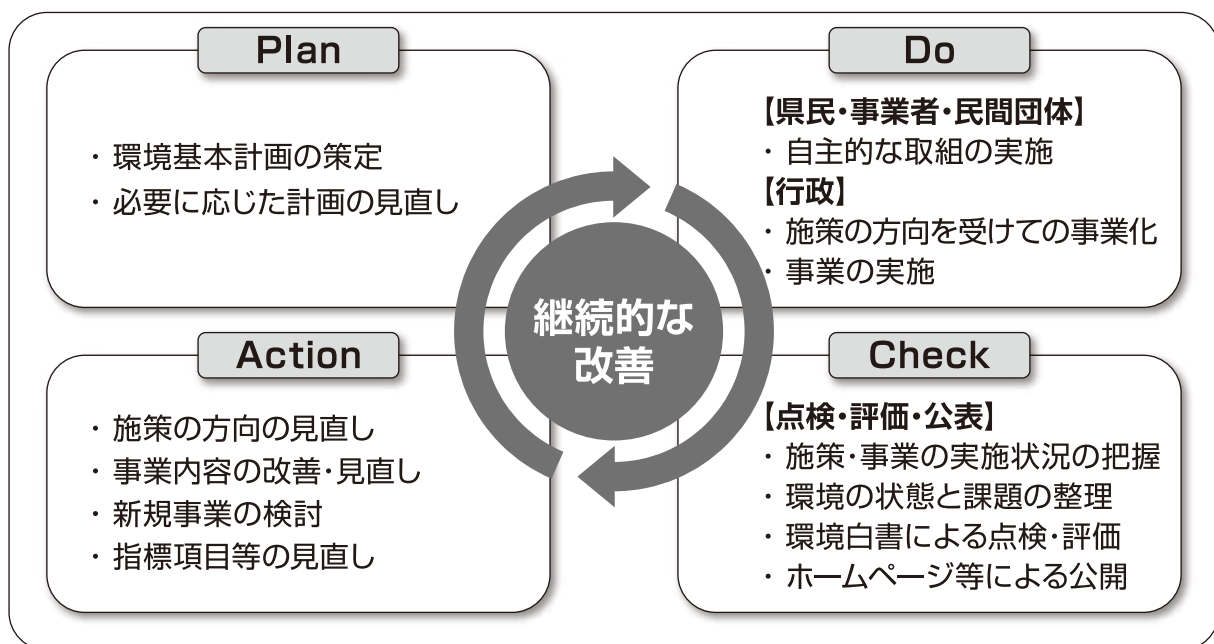
また、これらの指標は、本計画の目指す方向を的確に反映し、かつ環境や社会経済等の状況に即したものとなるように必要に応じて見直しを行います。

第3節 計画の進行管理

計画の実効性を確保するためには、常に県民、事業者等との密接な相互連携や県内各市町、関係部局と連携を図り、総合的な視野に立って施策を講じることが必要です。

また、計画に掲げられた基本理念、計画の達成に向けた取組を総合的に点検・評価し、その結果を踏まえ、計画の適切な見直しを継続的に行っていくことが重要です。

このため、本計画の柔軟かつ適切な推進は、環境マネジメントシステムの考え方に基づき、計画の策定(Plan)⇒計画の実施(Do)⇒事業の実施状況の点検・評価(Check)⇒事業内容等の改善・見直し等(Action)という一連の手続きに沿って行います。



1 環境白書等による毎年度の評価の実施

年度ごとに、各施策や事業の取組状況及び環境の状態の把握を行い、計画の点検・評価を行います。環境の状態等は、「環境の状態を測る指標」により客観的に把握し、施策等の見直しは、「環境施策の成果を示す指標」により必要に応じて行います。

点検・評価の結果は、環境白書やホームページ等を活用して広く県民等に公表し、意見・提言を求めます。

2 必要に応じた計画の見直し

新たな環境問題の発生、科学技術の進歩、科学的知見の変化といった社会情勢の変化や新たな国の動向など、計画策定時に想定されていない事象等に的確かつ柔軟に対応する必要が生じた場合には、随時、本計画の改善・見直しを行っていくものとします。

参 考 資 料

1 環境の状態を測る指標・環境施策の成果を示す指標一覧

(1) 広島の特性を生かした「低炭素社会の構築」

施策の構成			指標の区分	指標項目(内容)	単位	現状値(H26)	目標値	目標年度
省エネルギー対策の推進	二酸化炭素排出量の削減対策の推進	産業・民生（業務）部門対策	環境・施策	二酸化炭素排出量(産業)	—	エネルギー消費原単位をH19年度から13%改善 [*]		H32 [*]
			環境	二酸化炭素排出量(民生(業務))	万t-CO ₂	412(H24)	272 [*]	
			施策	業務用太陽光発電導入量	kl(原油換算)	46,330	19,200 [*]	
		運輸部門対策	環境	二酸化炭素排出量(運輸)	万t-CO ₂	612(H24)	530 [*]	
			施策	低公害車導入台数	万台	55(H24)	176 [*]	
		民生（家庭）部門対策	環境	二酸化炭素排出量(民生(家庭))	万t-CO ₂	481(H24)	273 [*]	
			施策	住宅用太陽光発電導入量	kl(原油換算)	26,772	44,800 [*]	
			施策	長期優良住宅の認定数	件	1,766	2,250	
		廃棄物部門対策	環境	二酸化炭素排出量(廃棄物)	万t-CO ₂	45(H24)	45 [*]	
			施策	廃棄物発電導入量	kl(原油換算)	24,429	61,300 [*]	
			施策	廃棄物熱利用導入量		—	110,300 [*]	
再生可能エネルギーの導入促進	本県の地域特性を生かした再生可能エネルギーの利用促進	施策	太陽光発電導入量	kl(原油換算)	73,103	64,000 [*]		
		施策	太陽熱利用システム導入量		43,933	50,700 [*]		
		施策	バイオマス発電導入量		70,944	97,000 [*]		
		施策	バイオマス熱利用導入量		—	385,500 [*]		
		施策	廃棄物発電導入量		24,429	61,300 [*]		
		施策	廃棄物熱利用導入量		—	110,300 [*]		
森林吸収源対策の推進	森林による二酸化炭素吸収量の増加・確保	施策	森林吸収源の算定対象となるFM林面積	千ha	215	224 [*]		

※ 平成28年度に改定予定の第2次広島県地球温暖化防止地域計画において変更する予定であり、当該計画改定後は変更後の指標に読み替える。

(2) 広島の更なる3Rを進める「循環型社会の実現」

施策の構成	指標の区分	指標項目(内容)	単位	現状値(H25)	目標値	目標年度
資源循環を基本とした社会づくり	環境・施策	一般廃棄物排出量	万t	92.2	87.4以下	H32
	環境・施策	1人当たり一般廃棄物排出量	g	879	858以下	
	環境・施策	一般廃棄物再生利用率	%	20.0	19.0以上	
	環境・施策	一般廃棄物最終処分量	万t	11.9	10.3以下	
	環境・施策	産業廃棄物排出量	万t	1,465	1,480以下	
	環境・施策	産業廃棄物再生利用率	%	72.6	73.1以上	
	環境・施策	産業廃棄物最終処分率	%	2.5	2.4以下	
適正かつ効率的な廃棄物処理を支える社会づくり	環境	産業廃棄物の不法投棄件数(投棄量10t以上)	件	3 (H26)	毎年度5以下	H32
	施策	産業廃棄物の最終処分場の残余年数	年	10.6 (H24)	10以上	

(3) 広島の良い「地域環境の保全」

施策の構成	指標の区分	指標項目(内容)	単位	現状値(H26)	目標値	目標年度
良好な大気環境の確保	大気質の保全	環境	%	100	100	H32
		環境		100	100	
		環境		100	100	
		環境		100	100	
	施策	低公害車導入台数	万台	55	176*	H32*
	騒音・振動、悪臭の防止	環境	%	90.0	達成率の向上を図る	H32
		環境		80.8		
		環境		100	100	
		環境		54.5	達成率の向上を図る	

※ 平成28年度に改定予定の第2次広島県地球温暖化防止地域計画において変更する予定であり、当該計画改定後は変更後の指標に読み替える。

施策の構成		指標の区分	指標項目(内容)	単位	現状値(H26)	目標値	目標年度
健全な水環境の保全・管理		環境	環境基準達成率:河川BOD	%	95.1	達成率の向上を図る	H32
		環境	環境基準達成率:海域COD		28.6		
		環境	環境基準達成率:海域全窒素		88.9		
		環境	環境基準達成率:海域全りん		100	100	
		環境	環境基準達成率:地下水		84.8	達成率の向上を図る	
		施策	COD汚濁負荷量(瀬戸内海水域):生活系COD	t/日	18 (H25)	具体的な数値は「第8次水質総量削減計画」に定める(H28策定予定)	H31 (予定)
		施策	COD汚濁負荷量(瀬戸内海水域):産業系COD		21 (H25)		
		施策	COD汚濁負荷量(瀬戸内海水域):その他COD		6 (H25)		
		施策	汚水処理人口普及率	%	85.9	90.2	
化学物質による健康リスクの低減・土壌環境の保全	化学物質の潜在リスクの把握及び排出抑制の推進	環境	ダイオキシン類環境基準達成率:大気	%	100	100	H32
		環境	ダイオキシン類環境基準達成率:公共用水域		100	100	
		環境	ダイオキシン類環境基準達成率:土壌		100	100	
		施策	事業者によるダイオキシン自主測定の排出基準適合率	%	100	100	
		環境	化管法に基づく指定化学物質の環境への届出排出量:大気	t/年	5,999 (H25)	排出量の削減を図る	
		環境	化管法に基づく指定化学物質の環境への届出排出量:公共用水域		286 (H25)		
		環境	化管法に基づく指定化学物質の環境への届出排出量:埋立処分		3,435 (H25)		
地域環境の維持・向上	環境汚染対策への対応	施策	水質事故発生件数	件	171	現状より減少させる	
	身近な緑地の保全等	環境	緑地環境保全地域面積	ha	818	現状を維持	
		施策	1人当たり都市公園等面積	m²/人	11.3 (H25)	設定なし	—
		優れた景観の保全と創造	施策	景観計画策定市町数	市町	5	増加を図る

(4) 広島県の豊かな「生物多様性の保全」

施策の構成	指標の区分	指標項目(内容)	単位	現状値(H26)	目標値	目標年度
生態系の健全な維持管理	環境	鳥獣保護区面積	ha	59,507	58,602以上 ^{※1}	H28 ^{※1}
	環境	レッドデータブックひろしま掲載数	種	1,000	設定なし	—
	施策	里山林整備面積	ha/年	235 (H25)	同程度を整備	H32
	施策	生物多様性に関する講習会等への参加人数	人/年	1,964 (H25)	3,000 ^{※2}	H29 ^{※2}
	環境	ツキノワグマ年間除去頭数	頭/年	77 ^{※3}	78以内 ^{※1※3}	H28 ^{※1}
	環境	イノシシ年間捕獲頭数		27,166	22,000以上 ^{※1}	
	環境	ニホンジカ年間捕獲頭数		9,481	8,000以上 ^{※1}	
自然資源の持続可能な利用	環境	県自然環境保全地域面積	ha	2,054	現状を維持	H32
	環境	自然公園面積		37,853		
	施策	自然公園利用者数	千人	8,611	増加を図る	
	施策	野外レクリエーション施設利用者数	千人	683	同程度の利用者数を確保	
	環境	自然海浜保全地区面積(陸域)	ha	17	現状を維持	
	施策	森林ボランティア参加数	人	69,343	80,000	
	施策	アマモ場、ガラモ場等の造成面積	ha	9.1 ^{※4}	17.0 ^{※5}	

※1 平成28年度に次期鳥獣保護管理事業計画、第一種特定鳥獣(ツキノワグマ)保護計画及び第二種特定鳥獣(イノシシ、ニホンジカ)管理計画を策定する予定であり、当該計画策定後は新たな目標値に読み替える。

※2 平成29年度に生物多様性広島戦略の見直しを行う予定であり、見直し後は新たな目標値に読み替える。

※3 広島県、島根県、山口県の合計

※4 平成23年度～平成25年度の累計

※5 平成23年度～平成32年度の累計

(5) 環境負荷の少ない社会を支える「人づくり・仕組みづくり」

施策の構成	指標の区分	指標項目(内容)	単位	現状値(H26)	目標値	目標年度
推進 環境学習・環境活動の	施策	県環境ホームページアクセス件数	千件	898	増加を図る	H32
	施策	環境学習講師の派遣者数	人/年	10		
	施策	環境活動リーダー養成者数(累計)	人	10	100	
	環境	せとうち海援隊認定団体数	団体	32	新規認定年1団体以上	
の育成 環境ビジネス	施策	技術開発補助金採択件数	件	80 ^{※1}	95 ^{※2}	
	施策	びんごエコ団地分譲済み区画数	区画	4/6	6/6	
仕組 みづくり 環境配慮の	施策	環境マネジメントシステム等セミナー終了事業所数(累計)	団体	33	200	
	施策	県のグリーン購入調達率	%	91.4	100	

※1 平成23年度～平成26年度の累計

※2 平成28年度～平成32年度の累計

2 第4次広島県環境基本計画の策定経緯

(1) 広島県環境審議会における審議状況等

年 月 日	議 題 等
平成27年5月26日(火)	○ 知事が環境審議会会長に諮問
平成27年5月27日(水)	○ 環境審議会から生活環境部会及び自然環境部会へ付議
第1回 生活環境部会・自然環境部会合同部会 平成27年6月5日(金)	○ 第4次広島県環境基本計画の策定について (現行計画の実施状況等の審議)
第2回 生活環境部会・自然環境部会合同部会 平成27年6月30日(火)	○ 第4次広島県環境基本計画の骨子について
第3回 生活環境部会・自然環境部会合同部会 平成27年10月7日(水)	○ 第4次広島県環境基本計画の主な施策の方向性等について
第4回 生活環境部会・自然環境部会合同部会 平成27年12月2日(水)	○ 第4次広島県環境基本計画素案について
平成28年1月22日(金)	○ パブリックコメントの実施(平成28年2月19日まで)
平成28年3月2日(水)	○ 市町への意見聴取(法定要件)
第5回 生活環境部会・自然環境部会合同部会 平成28年3月11日(金)	○ 第4次広島県環境基本計画案について
平成28年3月16日(水)	○ 生活環境部会及び自然環境部会から環境審議会へ報告
平成28年3月22日(火)	○ 環境審議会会長が知事に答申

(2) 広島県環境審議会委員一覧 (★印は生活環境部会委員, ☆印は自然環境部会委員)

(平成28年3月末現在)

区 分	氏 名	職 業 等
会 長	今 岡 務	広島工業大学環境学部教授
会長代理	★西 嶋 渉	広島大学環境安全センター教授
会長代理	☆福 本 幸 夫	広島市安佐動物公園元園長
委 員	☆石 橋 昇	広島国際学院大学工学部教授
//	★入 山 欣 郎	広島県市長会・大竹市長
//	於 保 幸 正	広島大学名誉教授
//	★片 岡 勝 子	広島県女性医師の会会長
//	★川 本 信 枝	広島県生活協同組合連合会コープアドバイザー
//	☆京 才 昭	一般社団法人広島県山岳連盟会長
//	窪 田 泰 久	広島県議会議員
//	栗 原 俊 二	広島県議会議員
//	下 森 宏 昭	広島県議会議員
//	★杉 原 数 美	広島国際大学薬学部教授
//	★田 尾 和 也	中国地方整備局企画部環境調整官
//	高 木 昭 夫	広島県議会議員
//	☆高 杉 清 志	一般社団法人広島県猟友会理事
//	★谷 村 武 士	広島県商工会議所連合会幹事長
//	☆冨 田 幸 一	広島森林管理署長
//	☆内 藤 佳奈子	県立広島大学生命環境学部准教授
//	中 川 潤 子	公益社団法人広島県薬剤師会常務理事
//	★西 村 和 之	県立広島大学生命環境学部教授
//	西 本 光 徳	中国経済産業局資源エネルギー環境部長
//	★橋 本 敬 治	日本労働組合総連合会広島県連合会副事務局長
//	林 武 広	広島大学大学院教育学研究科教授
//	★原 公 子	公益社団法人広島消費者協会理事
//	福 知 基 弘	広島県議会議員
//	☆松 本 治 美	J A広島県女性組織協議会会長
//	三 好 久美子	中国・地域づくり交流会会員
//	★矢 野 泉	広島修道大学商学部教授
//	★山 本 勇 二	広島県漁業協同組合連合会代表理事会長
//	★吉 田 隆 行	広島県町村会・坂町長
//	★吉 平 真 隆	ひろしま地球環境フォーラム会計監事

(敬称略,五十音順(会長,会長代理を除く))

諮問文書

平成27年5月26日

広島県環境審議会会長 様

広島県知事

〒750-8511広島市中区基町10-52

環境政策課

第4次広島県環境基本計画の策定について（諮問）

このことについて、広島県環境基本条例（平成7年広島県条例第3号）第9条第3項の規定により、貴審議会の意見を求めます。

付議文書

平成27年5月27日

広島県環境審議会
生活環境部会長 様
自然環境部会長 様

広島県環境審議会
会長 今岡 務

諮問事項の付議について(依頼)

平成27年5月26日付けで広島県知事から別紙のとおり当審議会に諮問されました。
については、広島県環境審議会運営要綱第3条の規定により、貴部会に次の諮問事項を付議します。

諮問事項

第4次広島県環境基本計画の策定について

報告文書

平成28年3月16日

広島県環境審議会
会長 今 岡 務 様

広島県環境審議会
生活環境部会長 西 嶋 渉
自然環境部会長 福 本 幸 夫

生活環境部会及び自然環境部会への付議事項について(報告)

平成27年5月27日付けで付議された次の事項については、別紙のとおりとすることが適当である旨議決しました。

付議事項

第4次広島県環境基本計画の策定について

答申文書

平成28年3月22日

広島県知事様

広島県環境審議会
会長 今岡 務

第4次広島県環境基本計画の策定について(答申)

本審議会は、平成27年5月26日付けで諮問がありました「第4次広島県環境基本計画」について、生活環境部会及び自然環境部会に付議し、5回にわたる審議において、現行計画における具体的施策の実施状況の検証等を行い、現行計画策定後の社会環境の変化に沿った新たな課題などを考慮しながら、審議を進めてまいりました。

この過程において、新たな計画に必要な観点・施策として、県民の自主的な環境活動を促進するため、経済的価値や心の豊かさなどの付加価値を持たせ、地域活性化など地域課題の解決に資する環境施策の新たな展開や、県民にとってわかりやすく、環境に配慮した行動につながるよう、環境に関する特性が異なる都市・沿岸・山間のエリアごとの行動・ライフスタイルとそれらに対応する県の施策などを議論してきたところです。

本計画案には、これまで審議した内容が取り入れられており、今後の広島県の環境施策の総合的かつ計画的な推進のためにふさわしい計画となっているものと考えます。

よって、本計画案には、審議会が考える「第4次広島県環境基本計画」に盛り込むべき事項が反映されていると認め、ここに答申します。

県においては、環境への負荷の少ない持続可能な社会の仕組みの構築を目指し、県庁を挙げて、また、市町・関係機関・団体等と連携し、本計画に掲げる施策を着実に実施していかれますことを期待します。

3 用語解説

－ あ行 －

- **RDF**
Refuse Derived Fuelの略。ごみに含まれる厨芥・紙などを乾燥・粉碎して石灰などを混ぜ、クレヨン状に成形加工した固形燃料。
- **RPF**
Recycled Paper and Plastic Fuelの略。廃プラスチックを主原料とし、更に製紙スラッジ等の副材料を用いた再生燃料のこと。
- **ISO14001**
「国際標準化機構」(International Organization for Standardization)が正式名称。1996(平成8年)に発行され、組織活動、製品及びサービスの環境負荷の低減といった環境パフォーマンスの改善が継続的に運用されるシステム(環境マネジメントシステム)を構築するために要求される規格。
- **アスベスト(石綿)**
天然に存在する繊維状の鉱物のこと。繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、WHO(世界保健機関)ではアスベストを発ガン物質と断定。日本でも、「大気汚染防止法」(1968)により、1989年に「特定粉じん」に指定され、使用制限又は禁止されるようになった。
- **アセスメント**
大規模な開発等の事業の実施が環境に及ぼす影響について、事前に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づいて事業の内容を見直したり、環境保全対策を立案したりする手続のこと。
- **エコアクション21**
ISO規格をベースに環境省が策定した、システム構築や維持費用が安価な、中小企業にも取り組みやすい環境マネジメントシステム。
- **エコカー**
少ない燃料で走ることができるハイブリッド自動車、大気を汚さないクリーンな燃料で走る自動車、走行時に排気ガスをまったく出さない電気自動車など、環境にやさしい自動車のこと。
- **エコドライブ**
二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための環境に配慮した運転。具体的には、駐車時に原動機を停止する(アイドリング・ストップ)、経済速度で走る、無駄な荷物を積まない、無駄な空ぶかしをやめる、急発進・急加速・急ブレーキをやめる、マニュアル車は早めにシフトアップする、渋滞などをまねく違法駐車をしない、エアコンの使用を控えめにするなどが挙げられる。
- **エコラベル(環境ラベル)**
製品の環境側面に関する情報を提供するもので、1)「エコマーク」など第三者が一定の基準に基づいて環境保全に資する製品を認定するもの、2)事業者が自らの製品の環境情報を自己主張するもの、3)ライフサイクルアセスメント(LCA)を基礎に製品の環境情報を定量的に表示するもの等がある。
- **エネファーム**
家庭用燃料電池コジェネレーションシステムの愛称。都市ガスなどを改質して水素を取り出し燃料電池で発電するとともに、発電時の熱を利用して水を加熱し給湯などに利用。
- **FM林**
「Forest Management」林の略。森林吸収量の算定対象となる「平成2年以降に適切な森林整備や保護・保全措置が行われている森林」のこと。
- **汚泥消化ガス**
下水処理により発生する汚泥を嫌気性発酵(メタン発酵)させることにより発生するガス。下水処理場内での熱源や発電等への有効活用が広まってきている。
- **温室効果ガス**
大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。京都議定書による第二約束期間(2013～2020年)から追加された三フッ化窒素のほか、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の7物質が温室効果ガスとして排出削減対象となっている。

－ か行 －

- **カーボンオフセット**
日常生活や事業活動において排出されたCO₂について、削減困難な排出量を植林など別の事業による削減・吸収によって埋め合わせ(相殺)する考え方。

- **外来生物**

国外や国内の他地域から人為的(意図的又は非意図的)に導入されることにより、本来の分布域を越えて生息又は生育することとなる生物。

- **環境基準**

環境基本法第16条の規定に基づき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定めるもの。

- **環境ホルモン(内分泌かく乱物質)**

生物の受容体に結合してホルモンのふりをしたり、ホルモンの働きなどを邪魔したりすることで、内分泌の一連の働きを乱す化学物質。

- **環境マネジメントシステム**

企業等の事業組織が法令等の規制基準を遵守するだけでなく、自主的、積極的に環境保全のために取る行動を計画・実行・評価するためのシステム。

- **気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の第5次評価報告書**

平成26(2014)年に発表された気候変動に関するIPCCの最新の科学的知見をまとめた報告書。

- **グリーンコンシューマー**

環境に配慮した行動をする消費者。

- **光化学オキシダント**

工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物(NOx)や揮発性有機化合物(VOC)などが太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより生成されるオゾンなど酸化性物質の総称。

- **コジェネレーション(システム)**

熱源より電力と熱を生産し供給するシステムの総称であり、国内では「コージェネ」又は「熱電併給」と呼ばれる。

- **COP**

Conference of the Partiesの略。条約に関する締約国会議のこと。気候変動枠組条約締約国会議のほか、生物多様性条約、ラムサール条約などの締約国会議もCOPという。

ー さ行 ー

- **里地里山**

環境省では「都市域と原生的自然との中間に位置し、様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落をとりまく二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域概念」と定義。

- **里山**

市街地等で従来から林産物の栽培、肥料、炭の生産等に利用されてきた森林。近年身近な自然として評価されているが、所有者による維持管理が困難な状況となっている場合も多い。

- **産業廃棄物管理票(マニフェスト)**

産業廃棄物の排出事業者が処理業者に処理委託する際、不法投棄の防止や適正処理の確保を目的に交付する管理票。

- **COD(化学的酸素要求量)**

Chemical Oxygen Demandの略。水中の有機物を酸化剤で酸化する時に消費される酸素の量で、湖沼・海域で環境基準値が定められている。この値が大きいほど、汚濁の程度も大きい。

- **J-クレジット制度**

省エネルギー機器の導入や森林経営などの取組による、CO₂などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度。

- **スマートコミュニティ**

ITと蓄電池の技術を活用し、従来コントロールを行うことが困難であった需要サイドを含め、電力の需給管理を行う技術(スマートグリッド)を確立するとともに、電気だけでなく熱も含めてこれらの取組を面的に広げ、地域単位でエネルギー管理を行う分散型エネルギーシステム。

- **スマートメーター**

一定時間ごとの電気使用量を計測する機能や通信機能を備えた新しい電気メーター。

- **3R**

リデュース(Reduce:発生抑制)、リユース(Reuse:再使用)、リサイクル(Recycle:再生利用)のこと。リフューズ(Refuse:過剰包装等の拒否)、リペアー(Repair:修理)を含めて5Rとすることもある。

- **生物多様性**

自然生態系を構成する動物、植物、微生物など地球上の豊かな生物種の多様性とその遺伝子の多様性、そして地域ごとの様々な生態系の多様性をも意味する包括的な概念。

- **せとうち海援隊**

海浜における環境保全活動(海浜清掃・美化及び海岸・干潟生物調査)を実施する団体等を「せとうち海援隊」として認定し、その活動に対し、①傷害保険、賠償保険への加入、②活動に必要な資材の提供、③活動状況のPR等により支援する制度。

－ た行 －

- **ダイオキシン類**

一般的には、有機塩素化合物のポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン及びポリ塩化ジベンゾフランをまとめた略称。「ダイオキシン類対策特別措置法」では、これらに加えて、同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニルをダイオキシン類と定義している。塩素原子の数と位置により多数の異性体があり、このうち2,3,7,8-テトラクロロジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性が最も強く、生殖機能への影響、発ガン性や奇形を引き起こすおそれがあることなどが指摘されている。主な発生源として、ごみの焼却等により非意図的に副生成物として生成。

- **地球温暖化対策地域協議会**

「地球温暖化対策推進法」の規定に基づき、地方公共団体、地球温暖化防止活動推進員、地球温暖化防止活動推進センター等が温室効果ガスの削減に向けた措置等について協議を行うために設置。

- **地球温暖化防止活動推進員**

「地球温暖化対策推進法」の規定に基づき、地球温暖化対策の推進に熱意と見識を有する者の中から知事が委嘱した者。

- **中間貯蔵・環境安全事業株式会社**

高濃度 PCB 廃棄物の処理を行っている政府全額出資の特殊会社。

- **長期優良住宅**

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、劣化対策、耐震性、維持管理・更新の容易性、可変性、バリアフリー性、省エネルギー性、居住環境への配慮、住戸面積及び維持保全計画の各項目について認定基準を満たし、着工前に所管行政庁の認定を受けた住宅。

- **電力固定価格買取制度(FIT)**

平成24年7月に施行された「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づき、再生可能エネルギー(太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス)を用いて発電された電力を、国が定める固定価格で、一定期間、電気事業者が調達を義務付ける制度。

－ な行 －

- **熱回収(サーマルリサイクル)**

廃棄物等から熱エネルギーを回収すること。廃棄物の焼却に伴い発生する熱を回収し、発電をはじめ、施設内の暖房・給湯、温水プール、地域暖房等に利用。

－ は行 －

- **パーク&ライド**

都心の外周部や都市周辺部の鉄道駅等の駐車場を活用し、そこから都心部まで公共交通機関を利用すること。

- **ヒートアイランド現象**

都市化の進展に伴い、コンクリートやアスファルト等の地表面被覆の増加や緑地の減少とともに、空調機器や自動車からの排熱が増加することにより、都市部の気温が郊外に比べて高くなる現象。

- **ひろしま環境の日**

地球温暖化防止のため、県民一人ひとりのエコ意識の高揚を図り、実践行動を促すことを目的として、平成22年6月から毎月第一土曜日を「ひろしま環境の日」として定め、「エコドライブ・エコ通勤」、「エコな買い物」、「省エネ生活」などを呼びかけている。

- **広島県グリーン購入方針**

環境への負荷の少ない物品等(環境物品等)の購入に向けた本県の方針。国や地方公共団体が率先して環境物品等の購入を進めることにより、環境物品等の需要が増え、企業は環境物品等の開発・生産を積極的に行い、より多様な環境物品等をより低価格で入手することが可能となるなど需要面からの取組を促進し、環境への負荷の少ない社会を構築していくため策定。

- **広島県地球温暖化防止活動推進センター**

「地球温暖化対策推進法」の規定に基づき、地域における普及啓発活動の拠点として知事が指定するもので、本県では平成12年4月1日に(一財)広島県環境保健協会を指定。

- **ひろしま地球環境フォーラム**

広島県の県民、団体、事業者、行政が相互に連携・協働しながら、環境にやさしい地域づくりを進める環境保全推進組織。

- **ひろしま未来チャレンジビジョン**

「将来にわたって、『広島に生まれ、育ち、住み、働いて良かった』と心から思える広島県の実現」を基本理念にした、新たな広島県づくりを推進するためのビジョン(平成27年10月改定)。

- **BOD(生物化学的酸素要求量)**

Biochemical Oxygen Demandの略。微生物が水中の有機物を分解する時に消費する酸素の量で、河川で環境基準値が定められている。この値が大きいほど、汚濁の程度も大きい。

- **微小粒子状物質(PM2.5)**

大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が $2.5\mu\text{m}$ ($1\mu\text{m}$ (マイクロメートル)は1mmの千分の1)以下のもの。PM2.5は非常に小さい(髪の毛の太さの30分の1程度)ため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が心配されている。

- **びんごエコタウン(構想)**

平成12年3月に備後22市町村を対象地域として、モデル的に循環型社会システムを形成するためのマスタープランとして策定。同年12月に当時の通商産業省と厚生省から中国地域では初めてのエコタウンプランとして承認された。

- **福山リサイクル発電事業**

広域リサイクルシステムの中核として、福山市箕沖地区において、RDFを利用し、発電や灰溶融を行う事業。

- **フロン類**

炭化水素にフッ素が結合した化合物(フルオロカーボン)。CFC(クロロフルオロカーボン)とHCFC(ハイドロクロロフルオロカーボン)はオゾン層破壊物質。HFC(ハイドロフルオロカーボン)は塩素を持たないためオゾン層を破壊しない物質だが、温室効果ガスの一つである。なお、フロン排出抑制法では、オゾン層保護法に規定されたCFC及びHCFC並びに地球温暖化対策推進法に規定されたHFCを対象として、規制を行っている。

- **HEMS**

Home Energy Management Systemの略。家庭で使うエネルギーを節約するための管理システム。家電や電気設備とつないで、電気やガスなどの使用量をモニター画面などで「見える化」したり、家電機器を「自動制御」したりすることが可能となる。

- **BEMS**

Building Energy Management Systemの略。ビルの機器・設備等の運転管理によってエネルギー消費量の削減を図るためのシステム。(人感センサーや自動調光などによる室内環境の自動管理や、機器設備・配管等の温度・流量・圧力などのデータを収集して、運転管理者に対して評価を表示するなど)。

- **保安林**

水源涵養、土砂崩壊等の災害の防備、生活環境の保全など、特定の公共目的のために、「森林法」に基づいて、農林水産大臣又は都道府県知事により指定された森林のこと。

ー ら行 ー

- **リスクコミュニケーション**

化学物質や環境汚染などにより人類や生態系が受ける影響(リスク)について、企業や地域住民、消費者、行政などが意見交換・対話を通じて相互理解を深め、適切な対策につなげていく手法。

- **レアメタル**

地球上の存在量が稀であるか、技術的・経済的な理由により抽出困難な金属のうち、現在、工業用需要があり、今後も需要があるもの。又は、今後の技術革新に伴い、新たな工業用需要が予想されるもの。

- **レッドデータブック(RDB)**

野生生物について、生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し、絶滅のおそれのある種をリストにまとめたもの。

- **ループバス**

都市中心部の観光地や美術館などを乗り降り自由で便利に回ることができる循環バス。

第4次 広島県環境基本計画

平成28(2016)年度～平成32(2020)年度

環境にやさしい広島づくりと次代への継承
～エコの力でひろしまを元気に～

広島県環境県民局環境政策課

〒730-8511 広島市中区基町10-52
TEL (082)513-2911 FAX (082)227-4815
メールアドレス kankansei@pref.hiroshima.lg.jp

詳しくは広島県の環境情報サイト「ecoひろしま」をご覧ください。

ecoひろしま

検索

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/>

リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。